

第4次南越前町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和3年3月

南越前町
社会福祉法人 南越前町社会福祉協議会

町長あいさつ

住民の皆さまにおかれましては、日頃より町政へのご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

わが国では本格的な少子高齢化の時代を迎え、持続可能な福祉のあり方が大きな課題となっております。また、昨年からは新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し、日本も様々な対策を講じてはいるものの、いまだ感染者の増加を十分に抑えられているとはいえない状況が続いております。



本町におきましては、新型コロナウイルス感染症については比較的、落ち着いた状況ではありますが、人口減少や少子高齢化は顕著であり、伝統的な結（ゆい）の精神に基づく住民同士の助け合いや支え合いが、徐々に維持しがたくなってきていると感じております。

このような中、本町といたしましては豊かな自然や恵まれた歴史・文化遺産などを背景に、誰もが安心して住み続けられる、人に優しく活気のあふれるまちづくりを目指して、様々な施策を推進してまいりました。

こうした取組みをいっそう進展させるため、このほど地域における福祉の包括的な計画となる「第4次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画に基づき、本町の地域福祉をより充実させ、住民の方々から「いつまでも暮らし続けたい」と言っていただけるようなまちづくりに邁進してまいりますので、何卒、住民の皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後となりましたが、お忙しい中、本計画の策定にご尽力をいただきました南越前町地域福祉計画等策定委員会の委員の皆さまをはじめ、各地区で実施した住民懇話会にご参加いただいた皆さま、「地域で支え合い助け合う福祉のアンケート調査」にご協力いただきました皆さまに、厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

南越前町長 岩倉 光弘

社会福祉協議会長あいさつ

住民の皆さまにおかれましては、日頃より当社会福祉協議会の事業推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、日本においてもこれほど多くの感染者、さらには犠牲者が発生するとは、今から1年前には誰もが予想していなかったのではないのでしょうか。

この感染症の流行は行動制限のみならず、失業や所得の減少から困窮状態に陥るなど、私たちの生活に直接的に影響しています。特に、重要な感染予防対策となる行動制限・自粛により、地域での集いや交流活動の不活性化が少なからず進んでいることが逆に、日頃からの人と人とのつながりや助け合い活動の必要性を、再認識させてくれた気がいたします。こうした状況の中、住民一人ひとりが新たな生活様式に取り組みながら、これまで以上に地域の支え合いや絆を再構築していくことが肝要となります。

本町におきましては、様々な感染症対策を講じながら、行政や社会福祉協議会が担う役割、また住民の皆さまが担う役割をそれぞれが果たせるよう、今回「第4次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

社会福祉協議会は今後も、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる地域づくりを、よりいっそう推進して参ります。

終わりに、お忙しい中、この計画の策定に慎重な議論・協議をいただきました南越前町地域福祉計画等策定委員会の委員の皆さまをはじめ、各地区で実施した住民懇話会にご参加いただいた皆さま、「地域で支え合い助け合う福祉のアンケート調査」にご協力いただきました皆さまに対しまして、心より感謝申し上げます。



令和3年3月

社会福祉法人 南越前町社会福祉協議会長 上島 信敬

目 次

■第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	3
■第2章 本町を取り巻く状況	5
1. 統計からみる現状	5
2. 住民アンケート調査からみる現状	10
3. 住民懇話会からみる現状	19
4. 課題のまとめ	25
■第3章 計画の基本理念と基本目標	27
1. 基本理念	27
2. 基本目標	28
3. 施策の体系	29
■第4章 施策の内容	30
基本目標 1. 住民同士の交流の活性化	30
基本目標 2. 支え合いによる地域福祉の推進	32
基本目標 3. 支援を必要とする人への取組みの推進	35
基本目標 4. 相談支援体制の充実	46
■第5章 計画の推進体制	50
1. 推進体制	50
2. 進行管理・評価	50
■資料編	51
1. 本計画策定の経緯	51
2. 委員名簿	52

■第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

本町では近年、人口減少や少子高齢化、過疎化が進行するなど、地域社会や家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、様々な生活課題が顕在化するとともに、個人の価値観や生活スタイルの多様化、子どもの遊び方の変化、情報化社会の進展などによって地域の繋がりが希薄になり、地域での見守りや支え合いが難しくなっています。

このような課題を解決するためには、行政をはじめ、自治会やボランティア活動、住民同士の普段からの交流など多様な主体が連携し、地域において互いに支え合う仕組みをつくることが重要となります。

こうした体制づくりを推進するための指針として、このほど「第4次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画及び関連する各分野の個別計画に基づき、住民の困りごとや悩みなどに適切に対応する様々な施策を推進することにより、誰もが安心して、いつまでも住み続けたいと思える地域づくりを目指します。

(2) 計画策定の経緯

「第3次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「前計画」という。）が令和2年度で最終年度を迎えることから、本町を取り巻く社会情勢の変化や前回計画の進捗の検証、住民アンケート調査や住民懇話会を通じた住民意識や現状の把握などによって新たな課題を検証し、本計画に反映しました。

（３）国の動向

国は平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、この中で「地域共生社会」の実現が目標として盛り込まれました。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」といった関係を超えて、地域住民など多様な主体が参画して、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を指します。

これを受け、平成 29 年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「社会福祉法」が改正（同年 6 月）されました。

改正「社会福祉法」では市町村に対し、地域住民、福祉関係者、行政等が協働し、公的支援と合わせて、地域における生活課題を把握・解決していく包括的な支援体制の整備を進めていくことが求められています。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

地域福祉計画は、「社会福祉法」第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画に相当します。一方、地域福祉活動計画は、地域住民が主体となって地域課題の解決を図るために、同法 109 条の規定に基づいて組織された社会福祉協議会が策定する、民間の計画です。

この両計画は地域福祉を推進していく車の両輪としてともに欠かせないものであり、両計画の連携が重要であることから、本計画は両者を一体のものとして策定しました。

「社会福祉法」(抄)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

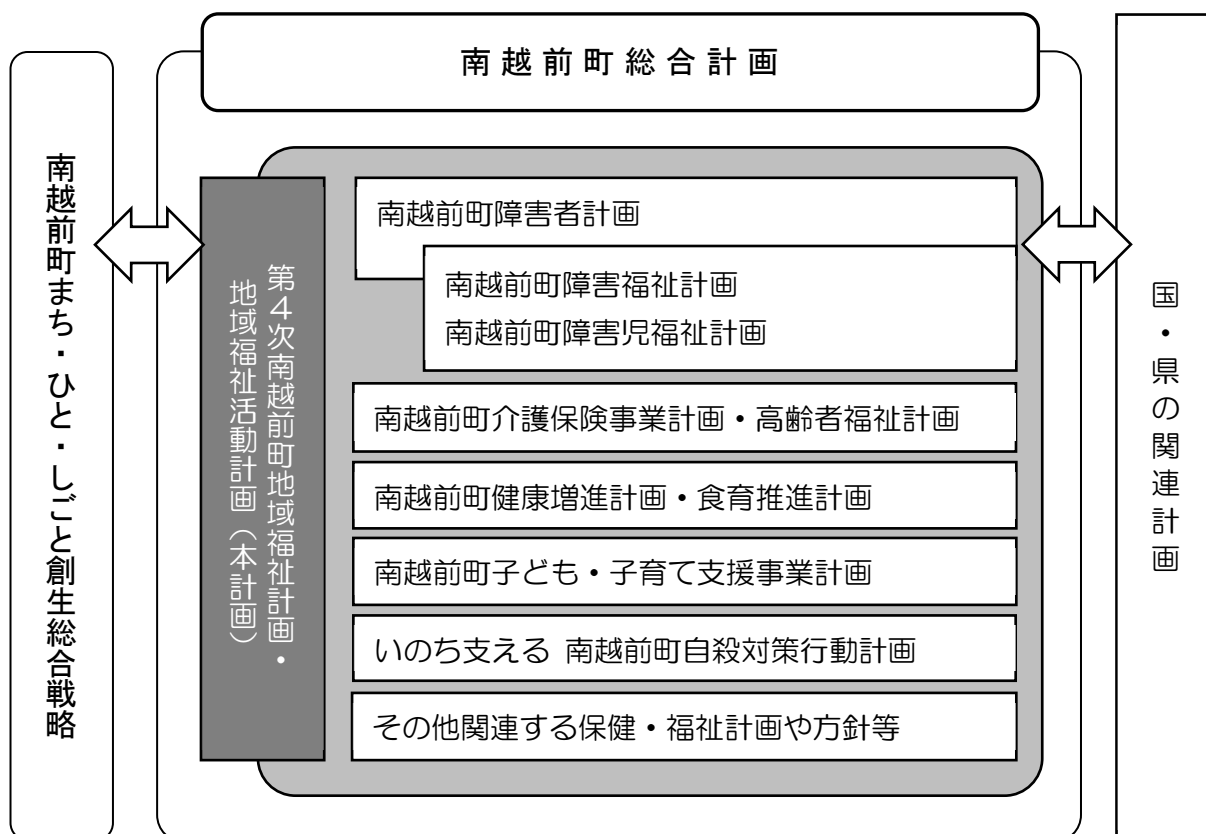
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 他計画との関連

本計画は「南越前町総合計画」を最上位計画とし、本町の福祉関係の個別計画を包括する計画として位置づけられます。また、主として人口減少対策を目的とした「南越前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、国や県の関連計画や方針との整合性を図り、策定しました。



※計画ごとに改定時期が異なるため、計画名の「第●次」「第●期」などの表記は省略しています。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより計画の見直しが必要な場合は、計画期間中であっても改定や変更を行うものとします。

	(年度)									
	H28	H29	H30	H31 R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画	第3次					第4次（本計画）				

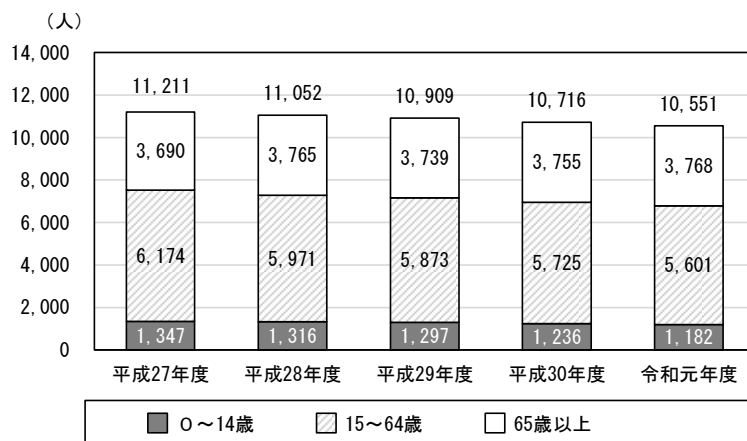
■第2章 本町を取り巻く状況

1. 統計からみる現状

(1) 人口の推移

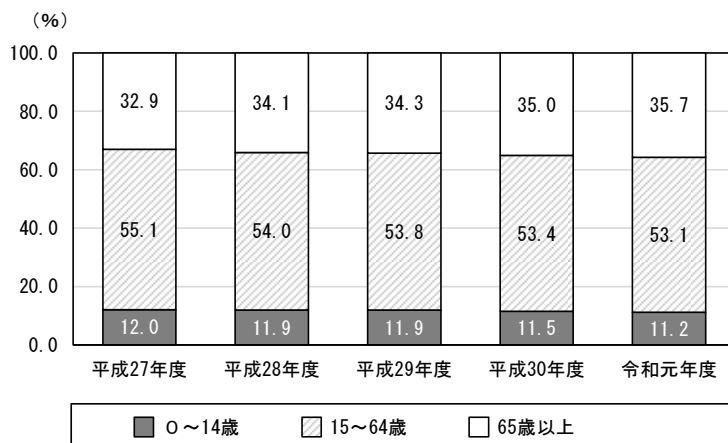
本町の総人口は年々、減少を続けており、令和元年度は平成 27 年度と比較して 660 人 (5.9%) 減の 10,551 人となっています。

年齢3区分別でみると、0～14 歳人口と 15～64 歳人口がいずれも一貫して減少しているのに対し、65 歳以上人口は増減はあるものの、概ね増加傾向となっています。



資料／住民基本台帳（各年度 10 月 1 日現在）

人口の推移を年齢3区分別の構成比でみると、0～14 歳人口と 15～64 歳人口の割合がいずれも減少傾向にあるのに対し、65 歳以上人口の割合は一貫して増加しており、平成 30 年度以降は 35.0%を上回っています。

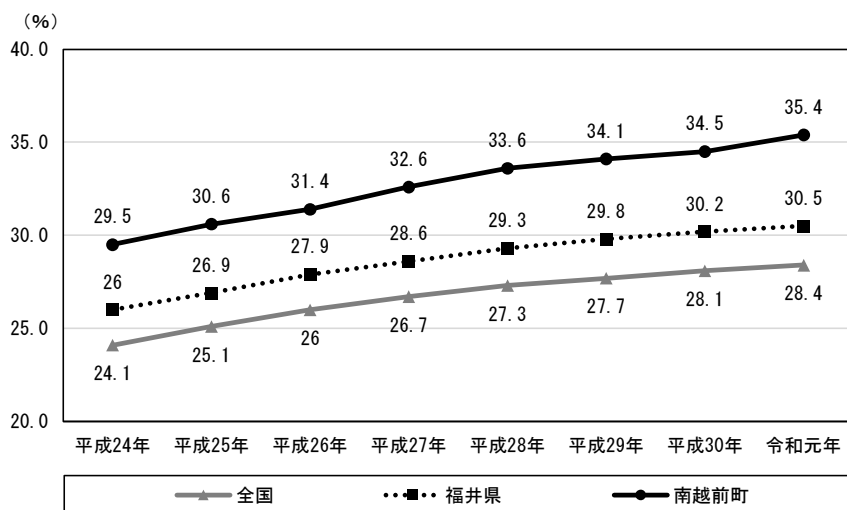


資料／住民基本台帳（各年度 10 月 1 日現在）

(2) 高齢化率の推移

高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）の推移をみると、平成 24 年以降一貫して増加しており、令和元年は平成 24 年と比較して 5.9 ポイント増の 35.4%となっています。全国や県と比べても、高い水準となっています。

※基準日が異なるため、前ページの 65 歳以上人口の割合と数値は一致しません。

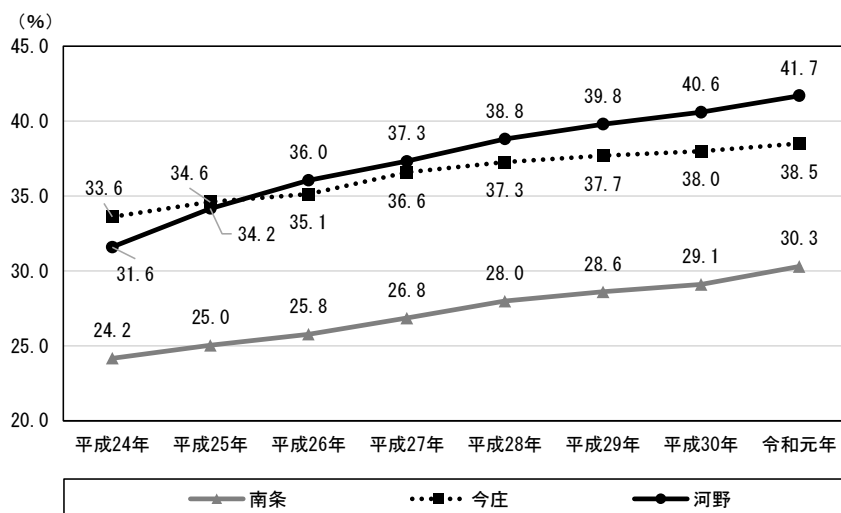


資料／福井県統計年鑑（各年 10 月 1 日現在）

高齢化率の推移を地区別でみると、南条、今庄、河野地区のいずれも一貫して増加しています。平成 26 年以降は河野地区が最も高くなっており、平成 30 年に 40.0%を上回り、さらに増加傾向となっています。

今庄地区は比較的ゆるやかな伸びとなっていますが、令和元年は 38.5%と、40.0%に迫ろうとしています。

南条地区は令和元年に 30.3%と、30.0%を上回っています。



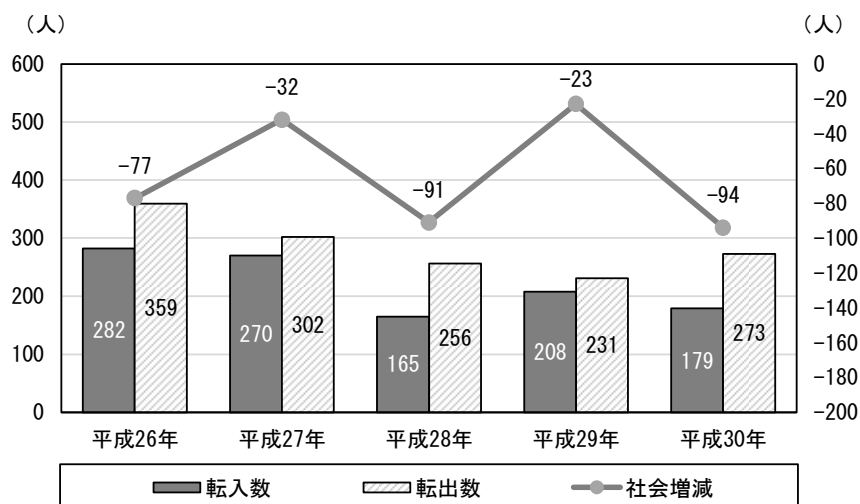
資料／福井県統計年鑑（各年 10 月 1 日現在）

(3) 人口動態

①社会動態

人口の社会動態（転入と転出の状況）をみると、平成 26 年以降、転出数が転入数を上回っており、人口減少の一因となっています。

社会減の数は、多い年では 90 人を上回っています。

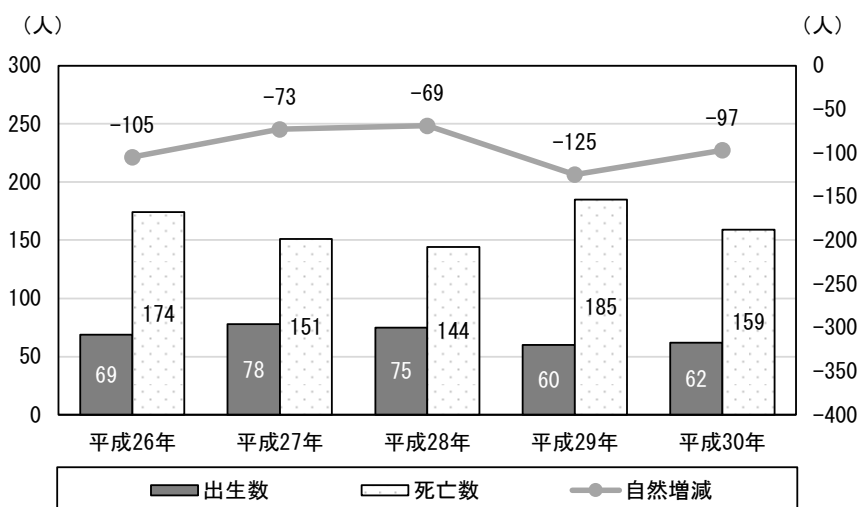


資料／福井県統計年鑑（各年、前年 10 月から 1 年間の推移）

②自然動態

人口の自然動態（出生と死亡の状況）をみると、平成 26 年以降、死亡数が出生数を上回っており、人口減少の一因となっています。

自然減の数は、多い年では 100 人を上回っています。



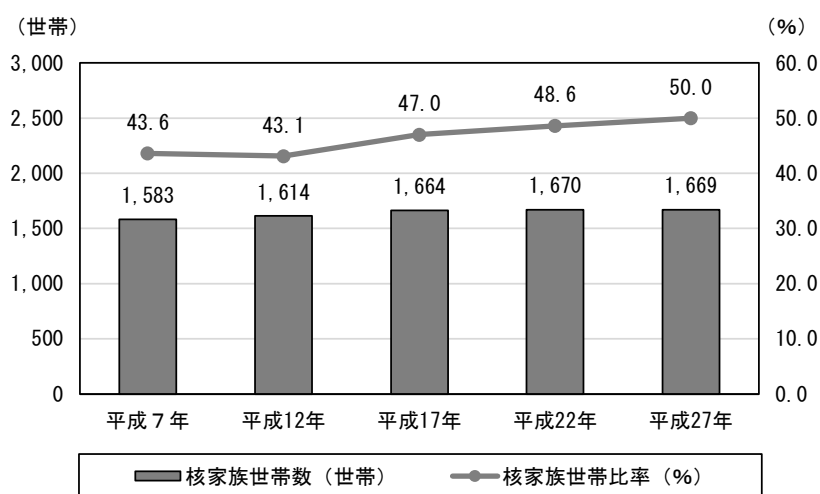
資料／福井県統計年鑑（各年、前年 10 月から 1 年間の推移）

(4) 世帯数の状況

①核家族世帯数の推移

核家族（夫婦または親子二世帯だけの家族）世帯の数は、平成 27 年にやや減少したものの、概ね増加傾向となっています。

全世帯に占める核家族世帯の割合は、平成 12 年以降増加を続けており、平成 27 年は 50.0%と半数を占めています。

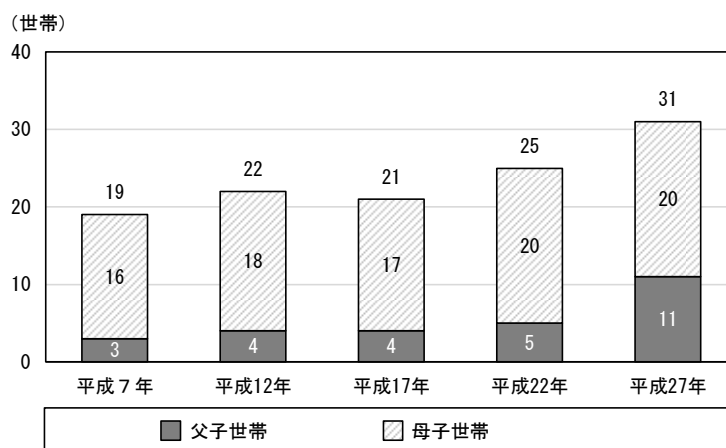


資料／国勢調査

②ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯の数は、増減を繰り返しながらも概ね増加傾向となっており、特に平成 27 年は父子世帯が平成 22 年と比較して倍増以上の 11 世帯となっています。

母子世帯の数は、増減を繰り返しながらもやや増加傾向にあり、平成 22 年以降は 20 世帯となっています。

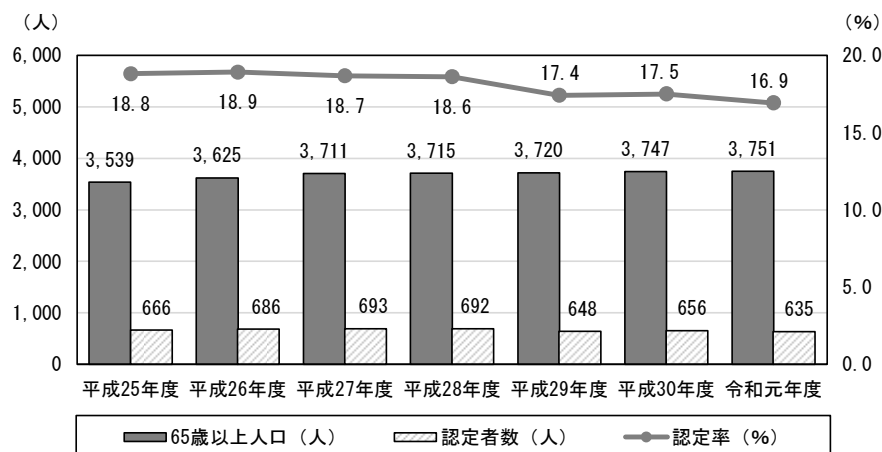


資料／国勢調査

（５）要支援・要介護認定者数の状況

要支援・要介護認定者の数は、増減はあるものの全体としてはやや減少傾向となっています。令和元年度は平成 25 年度と比較して、31 人（4.7%）減の 635 人となっています。

65 歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合は、平成 26 年度をピークに概ね減少傾向となっています。

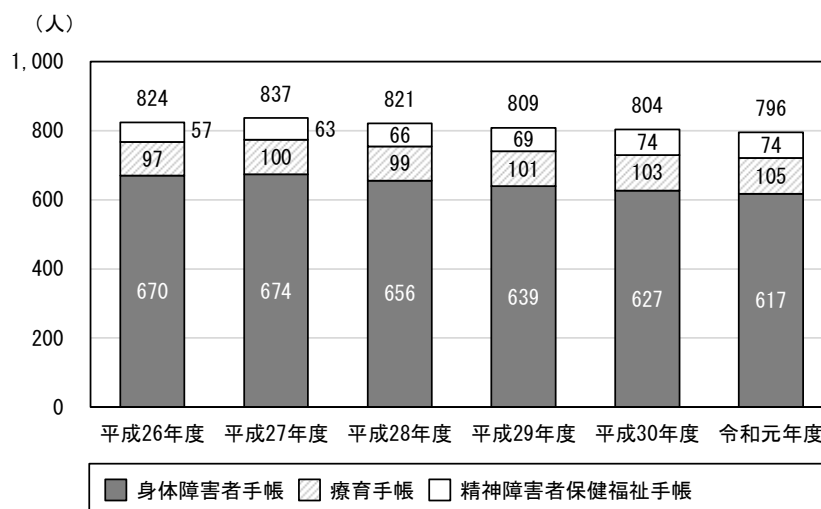


資料／南越前町行政報告書（各年度 3 月 31 日現在）

（６）障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者の数は、平成 27 年度をピークに減少を続けており、令和元年度は平成 26 年度と比較して 28 人（3.4%）減の 796 人となっています。

手帳の種別でみると、身体障害者手帳所持者は平成 27 年度以降、減少を続けており、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者は、概ね増加傾向となっています。



資料／南越前町行政報告書（各年度 3 月 31 日現在）

2. 住民アンケート調査からみる現状

本計画の策定にあたり、「地域で支え合い助け合う福祉」について、住民対象のアンケート調査を実施しました。その主な内容を掲載し、現状分析の一助とします。

(1) 調査設計

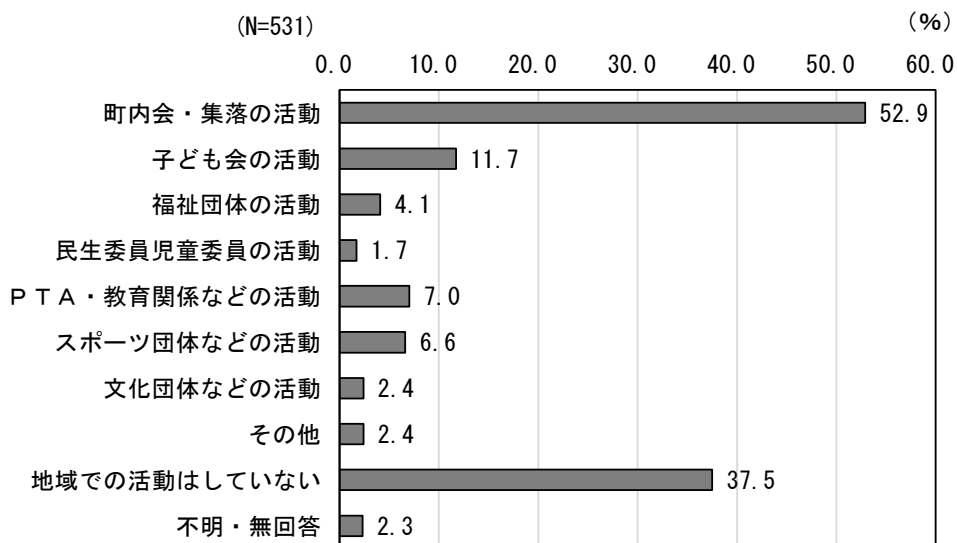
調査地域	南越前町全域
調査対象者	18 歳以上の住民 1,000 人（無作為抽出）
調査期間	令和2年9月24日（木）～10月5日（月）
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	回収数：532 件、有効回収数：531 件、有効回収率：53.1%

(2) 調査結果の概要

※設問の末尾にある S A は単数回答を、M A は複数回答をそれぞれ指します。

●地域で活動していること。（M A）

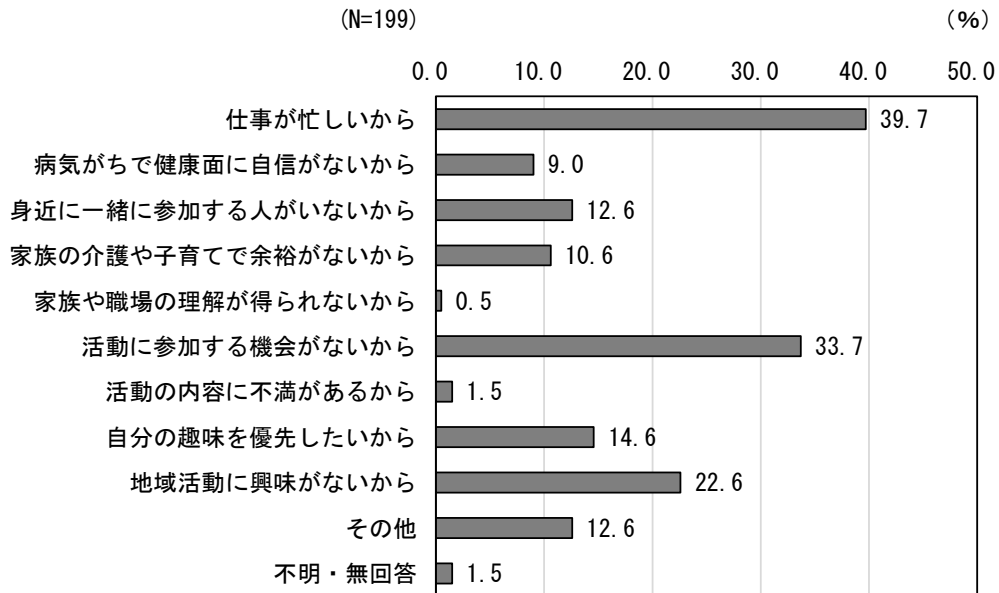
「町内会・集落の活動」が 52.9% と最も多く、次いで「地域での活動はしていない」が 37.5%、「子ども会の活動」が 11.7% となっています。



「地域での活動はしていない」と回答した人への質問

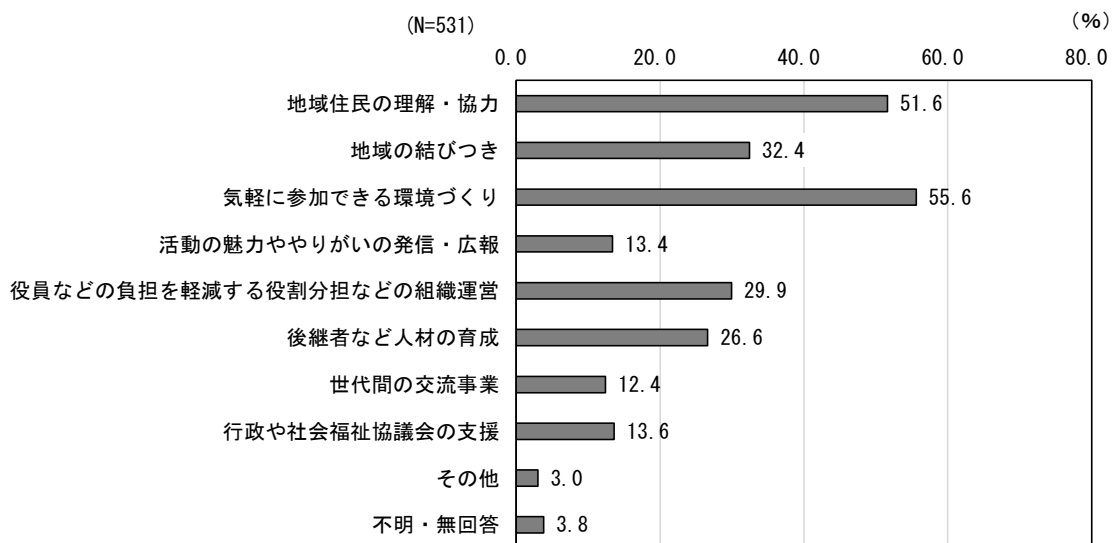
●地域での活動をしていない理由。(MA)

「仕事が忙しいから」が39.7%と最も多く、次いで「活動に参加する機会がないから」が33.7%、「地域活動に興味がないから」が22.6%となっています。



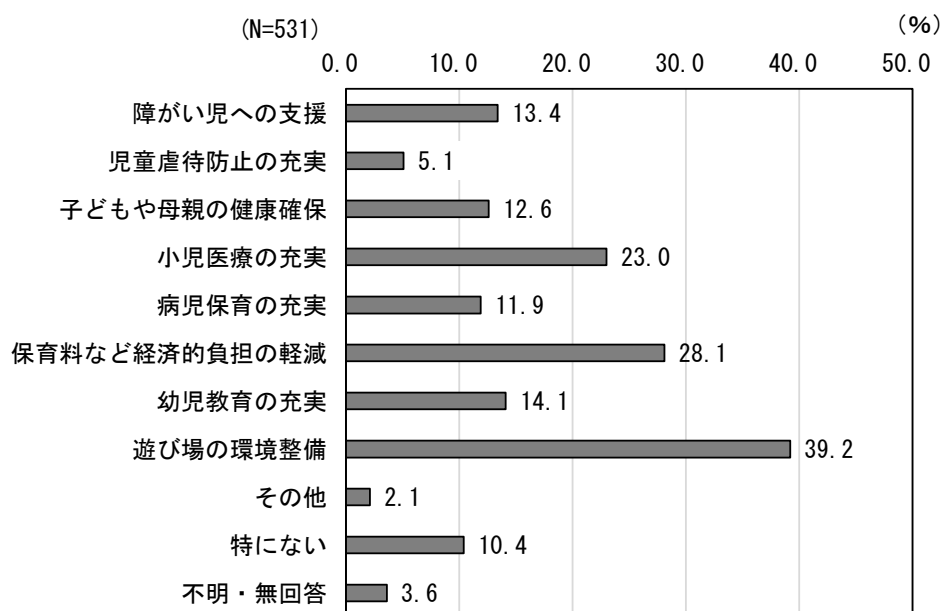
●地域活動が活発になるために重要だと思うこと。(MA)

「気軽に参加できる環境づくり」が55.6%と最も多く、次いで「地域住民の理解・協力」が51.6%、「地域の結びつき」が32.4%となっています。



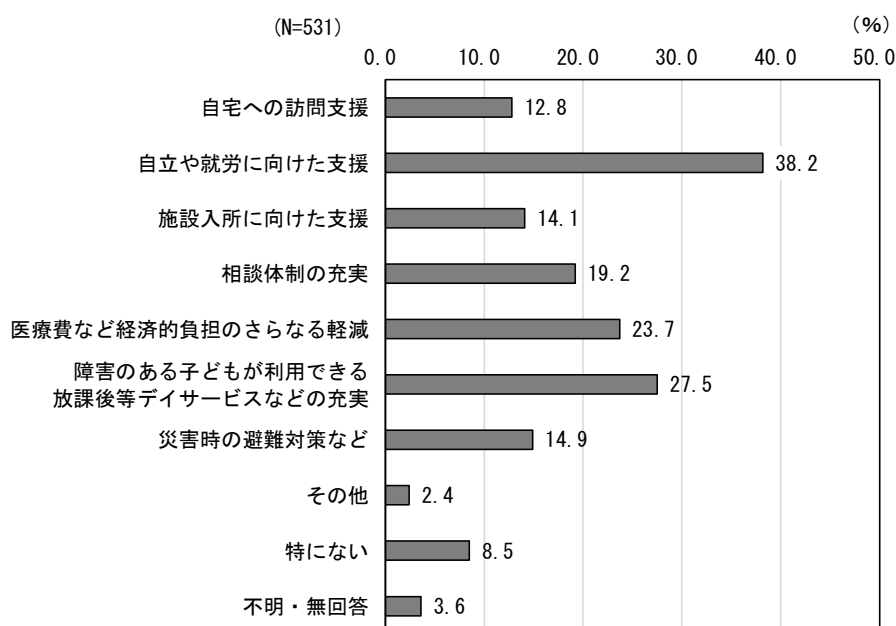
●子ども・子育て支援で、急がれると思う取組み。(MA)

「遊び場の環境整備」が39.2%と最も多く、次いで「保育料など経済的負担の軽減」が28.1%、「小児医療の充実」が23.0%となっています。



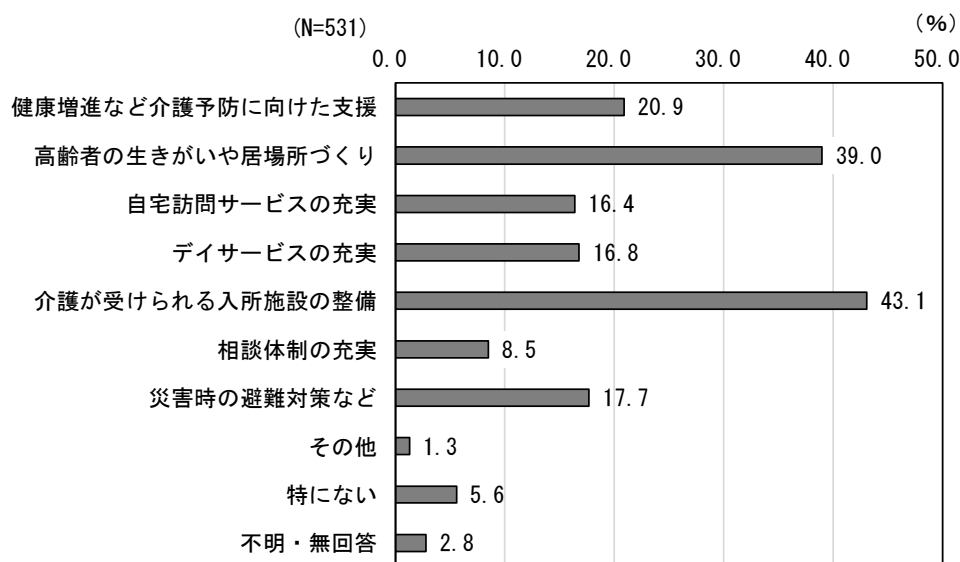
●障害福祉で、急がれると思う取組み。(MA)

「自立や就労に向けた支援」が38.2%と最も多く、次いで「障害のある子どもが利用できる放課後等デイサービスなどの充実」が27.5%、「医療費など経済的負担のさらなる軽減」が23.7%となっています。



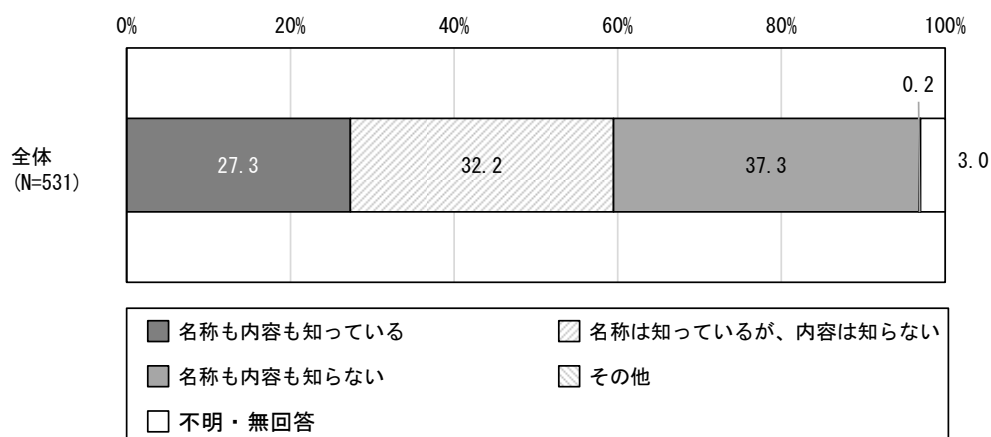
●高齢者福祉で、急がれると思う取組み。(M A)

「介護が受けられる入所施設の整備」が43.1%と最も多く、次いで「高齢者の生きがいや居場所づくり」が39.0%、「健康増進など介護予防に向けた支援」が20.9%となっています。



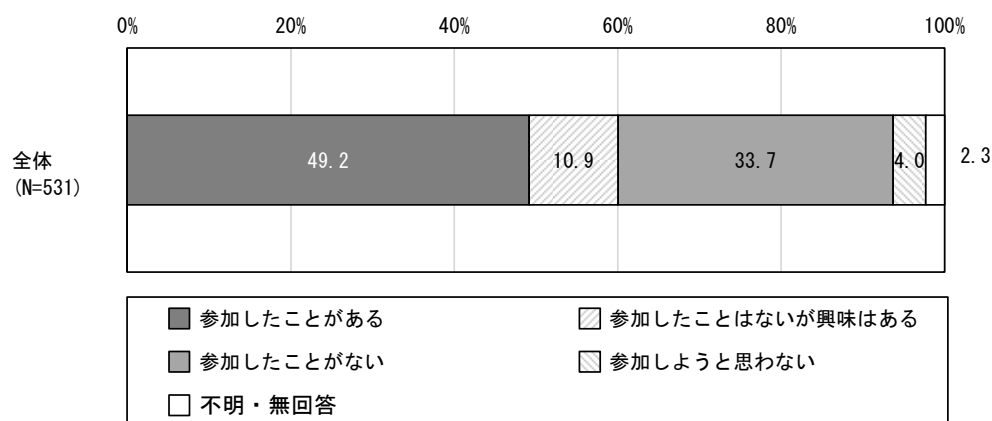
●成年後見制度の認知度。(S A)

「名称も内容も知らない」が37.3%と最も多く、次いで「名称は知っているが、内容は知らない」が32.2%、「名称も内容も知っている」が27.3%となっています。



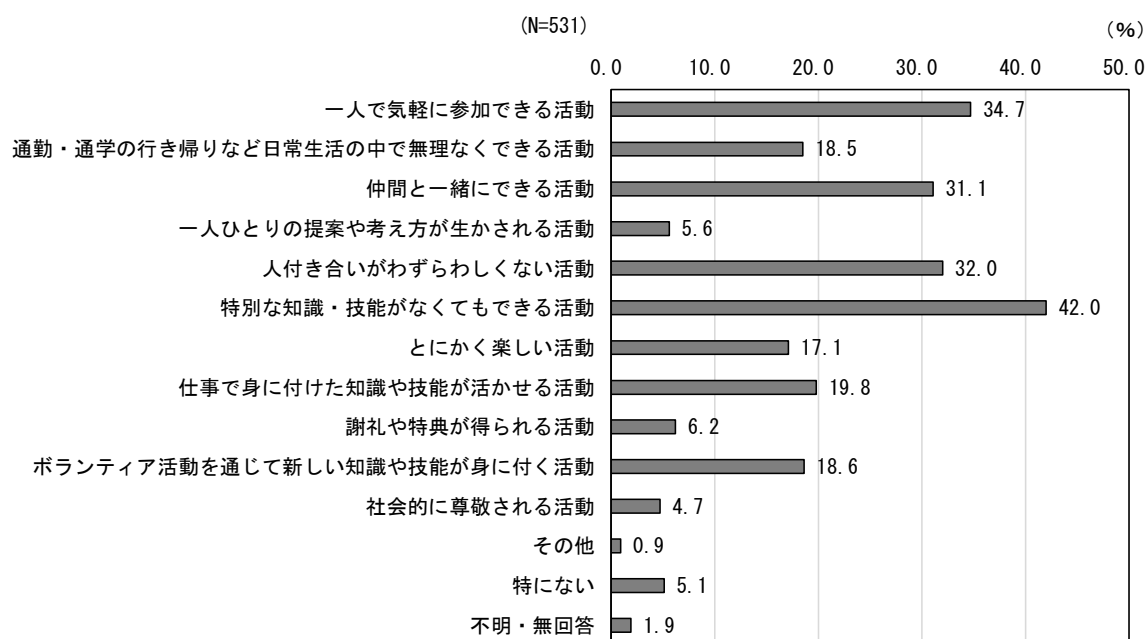
●ボランティア活動に参加したことがあるか。(S A)

「参加したことがある」が49.2%と最も多く、次いで「参加したことがない」が33.7%、「参加したことはないが興味はある」が10.9%となっています。



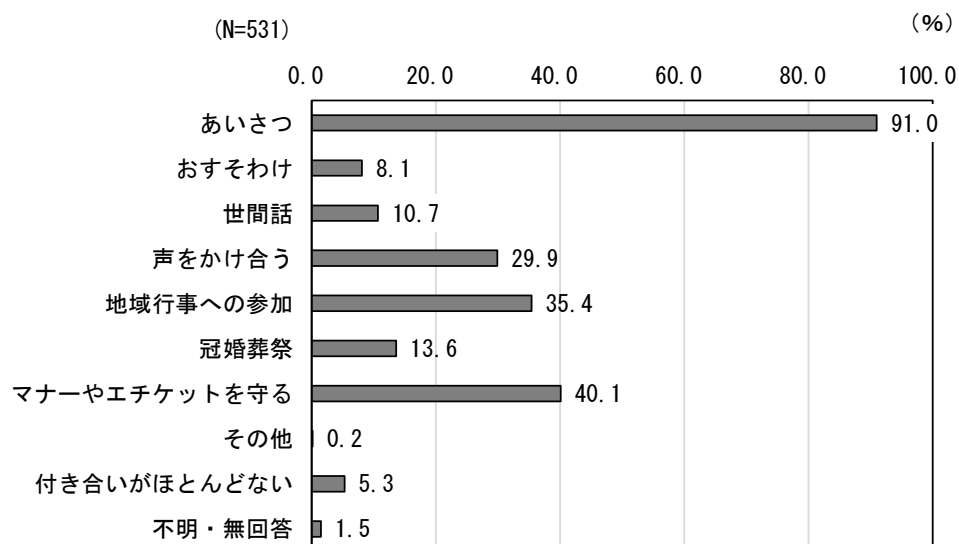
●どのようなボランティア活動が、魅力的な活動だと思うか。(MA)

「特別な知識・技能がなくてもできる活動」が42.0%と最も多く、次いで「一人で気軽に参加できる活動」が34.7%、「人付き合いがわずらわしくない活動」が32.0%となっています。



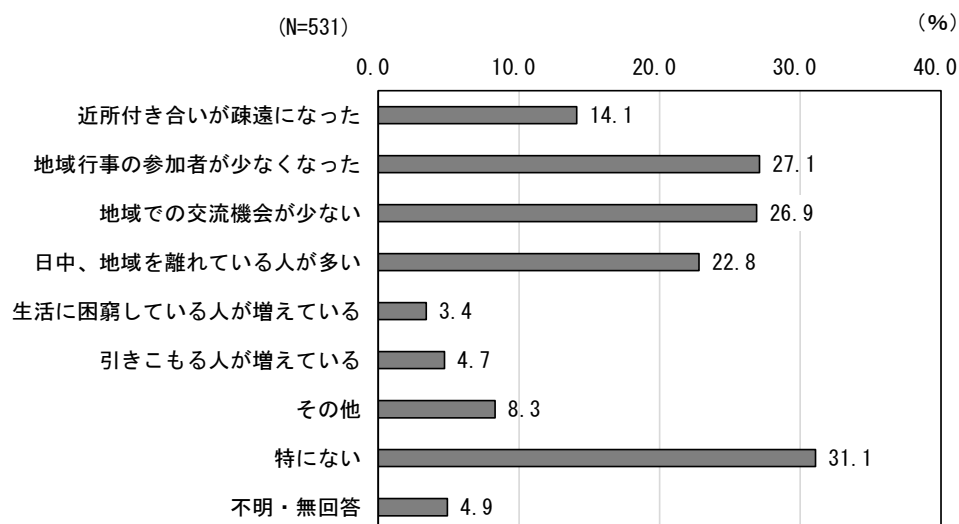
●近所との付き合いで日頃、大切にしていること。(MA)

「あいさつ」が 91.0%と最も多く、次いで「マナーやエチケットを守る」が 40.1%、「地域行事への参加」が 35.4%となっています。



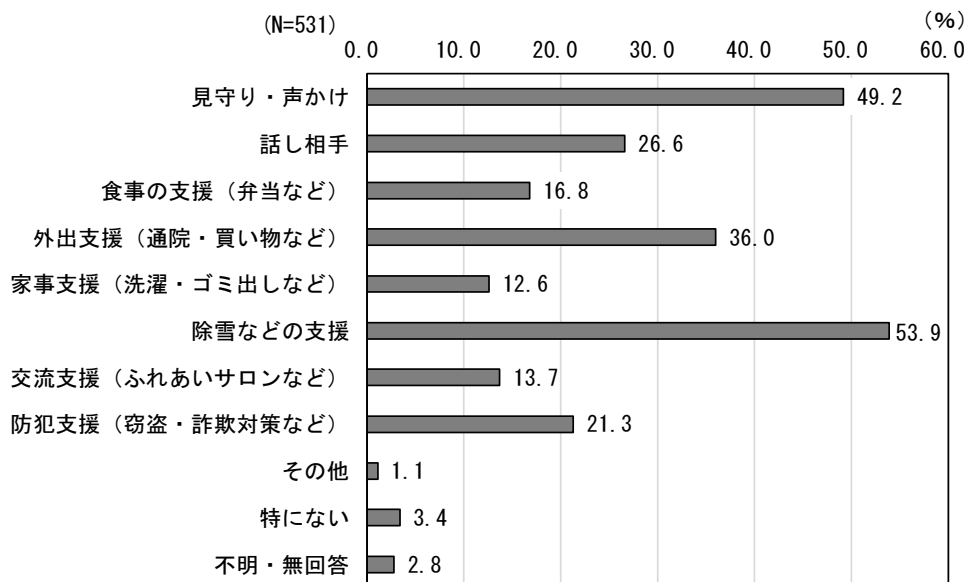
●現在、住まいの地域で気がかりなことや不安なこと。(MA)

「特にない」が 31.1%と最も多く、次いで「地域行事の参加者が少なくなった」が 27.1%、「地域での交流機会が少ない」が 26.9%となっています。



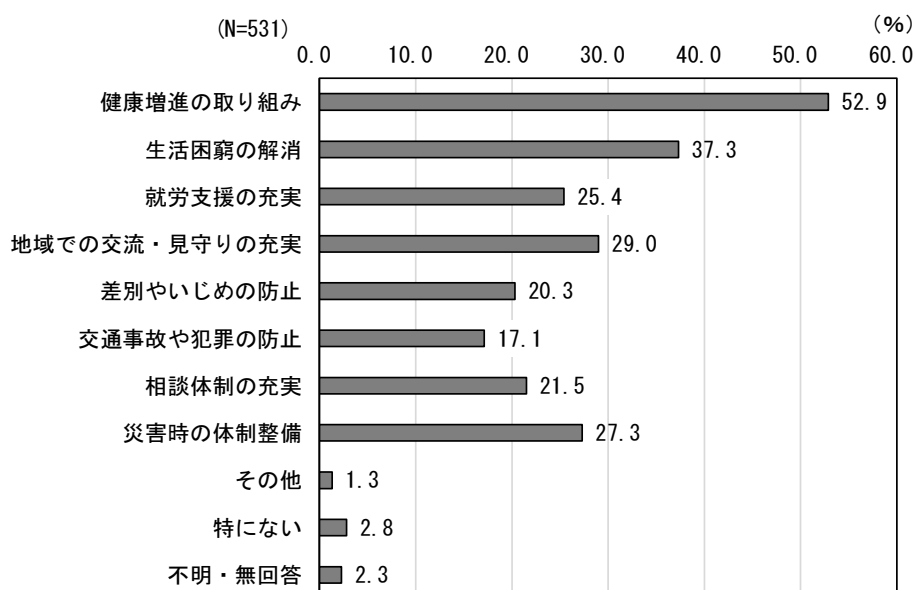
●今後、地域で支えを必要とする人が増えると考えられる中、生活面において必要だと思う支援。(MA)

「除雪などの支援」が53.9%と最も多く、次いで「見守り・声かけ」が49.2%、「外出支援（通院・買い物など）」が36.0%となっています。



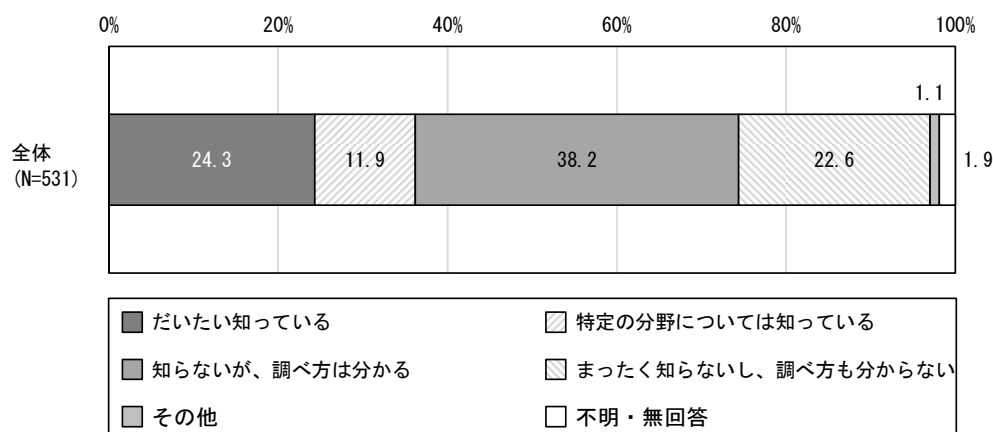
●誰もが生きがいを感じながら、不安のない日々を送るために重要なこと。(MA)

「健康増進の取り組み」が52.9%と最も多く、次いで「生活困窮の解消」が37.3%、「地域での交流・見守りの充実」が29.0%となっています。



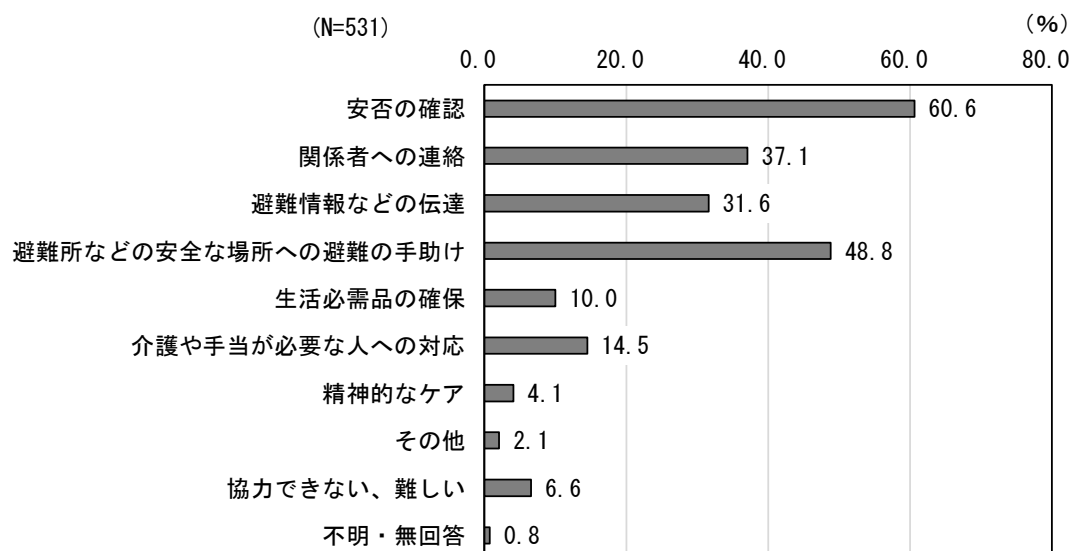
●日常生活での不安や悩みの相談先を知っているか。(S A)

「知らないが、調べ方は分かる」が38.2%と最も多く、次いで「だいたい知っている」が24.3%、「まったく知らないし、調べ方も分からない」が22.6%となっています。



●災害が起こった時、家族以外の人のためにどのような助け合いができるか。(M A)

「安否の確認」が60.6%と最も多く、次いで「避難所などの安全な場所への避難の手助け」が48.8%、「関係者への連絡」が37.1%となっています。



● ボランティア活動をはじめ地域で支え合い助け合う福祉を活性化するためのアイデア（自由回答・主なもの）

地域活動について	
	地域の団体が衰退している。婦人会や壮年会など、若い人が入会してくれない。地域を支える団体に対し、もっと支援すべきだと思う。
	人付き合いが苦手な人にもできる活動があればいい。
	民生委員は大変で名乗り出る人はいない。活動は生活の負担にならないことが第一。地域で助け合っていける関係性が大事である。
	地域おこし協力隊のように、給与を支払う先導者を雇用する。
	祭りやスポーツ大会などイベントの充実。子どもが自由に遊べる広い公園、観光地域づくり、若者の人口流出対策、他県からの人口誘致。
	日頃から地域の人とあいさつをはじめ、ふれあう機会を大切に、困窮した際に臨機応変に対応できる体制がつくられているとよい。
	地域の繋がりは、子どもを介してのことが多い。子育て支援や子ども会活動、子どもの遊び場確保などが活性化に繋がる。
ボランティアについて	
	SNSを活用して、「何月にはこんなボランティアがあるので、参加して下さい」などのアナウンスがあれば、参加の可否ができる。
	手話講座など福祉に関する動画を作成し、個人や学校で学習しやすくする。
	ボランティアは善意の行動であり、何回もとなると継続が難しい。「生活応援隊」とネーミングして募集・登録制にし、仕事に応じて町内施設利用券を発行すればいい。
	仕事があり平日でのボランティア活動は難しい。支えてほしい側・支えてあげたい側の特性をデータ化し、時間の調整やすり合わせなどとはできないだろうか。活動する側に日時の決定権があるならば、自由に活動ができる。
地域福祉について	
	家族に認知症の人がいる場合、主に世話をしている人への精神的な支えや心のケアのために、経験者から話を聞けるサロンを定期的で開催してほしい。
	ひとり暮らしや日中ひとりになる高齢者用に、ボタン一つで診療所や救急へ繋がるシステムがあれば安心。
	育児や介護に携わる方への支援が少ない。具体的な取組み等の広報回数が少ない。広く情報を提供してほしい。
	一人ひとりの多様性を認め合う地域にして、居心地良くする。

3. 住民懇話会からみる現状

本計画の策定にあたり、ワークショップ形式の住民懇話会を開催しました。その主な内容を掲載し、現状分析の一助とします。

(1) 開催内容

開催地域	南条、今庄、河野の各地区		
開催日時 場所	令和2年10月6日(火) 今庄地区(今庄住民センター)	参加：12名	
	7日(水) 南条地区(南条保健福祉センター)	参加：9名	
	9日(金) 河野地区(河野住民センター)	参加：7名	
	いずれも 19:00~20:30		
開催方法	各地区ともAグループ(高齢者・障害のある人に関すること)、Bグループ(児童に関すること)に分かれ、地区の現状や課題、今後できることなどについて話し合う。		

(2) 結果のまとめ

●今庄地区 高齢者・障害のある人に関すること

現状や課題
○ 個人情報保護の観点から、障害のある人の情報が伝わらない。 ○ 世代間の交流がなく、共通の楽しみが少ない。 ○ ひとり暮らしの方が、声を掛けても出てこない。 ○ 地域を支え、まとめてくれた70歳代後半の方々が、病気や要介護になっている。 ○ 新型コロナウイルスの影響で集まれない、災害時の避難に不安がある。 ○ ひとり暮らし世帯の増加、介護士の不足。

個人や地域で、できること・すべきこと
○ 電灯が点くか、新聞を取っているかなど、見守りをする。 ○ ゴミ出しの日に声を掛ける。 ○ 自分で作った野菜やおかずなどを食べてもらう。 ○ ふれあいサロンを充実させ、みんなが行きたくなるような集まりにする。前日には声を掛ける。 ○ ハザードマップを周知させ、理解してもらう。 ○ 避難時はいったん、住民センターに集合する。(特にひとり暮らしの人) ○ シルバー人材センターに登録する。

●今庄地区 児童に関すること

現状や課題
○ 分譲地がないため、子育て世代が家を建てられない。 ○ 通学路の安全対策が不十分なところがある。 ○ 公園がなく、遊ぶのに家の中や越前市まで出かけることになる。 ○ 子どもの数が減り、地域によって子どもの数にばらつきがある。 ○ 街中が閑散として、獣害の心配もある。 ○ 子ども同士が、タテ（年上・年下）関係の社会をつくれない。 ○ 子どもの情報が、地域で共有できていない。 ○ 子ども会の活動が低下している。 ○ 新型コロナウイルス禍で児童館の行事が難しい。 ○ 中学校の統合に向けて、十分な検討が必要。 ○ 親にゆとり、余裕がないため、地域のことどころではない。 ○ 高校生の通学や部活動で、親の負担が大きい。 ○ 塾や習い事が忙しくて、子どもたちに自由な時間がない。

個人や地域で、できること・すべきこと
○ できる限り子どもたちとのふれあいを続けていく。 ○ ふれあいサロンのような子どもサロンを、集落でしたい。 ○ 若い人を信用して任せることで、育成する。世代交代を図る。 ○ 空き家をリノベーションして、移住を促す。 ○ 心身ともにバランスのとれた教育。 ○ 子どもに関心を持つ。（世間が無関心すぎる） ○ 地域の人とあいさつを交わしたり、話を聞いたりして、大人との関わりを持つ。 ○ 地域包括的な「（児童・子育て）よろず相談所」を設ける。 ○ 一人ひとりが声掛けして、いろいろな人と話をする。 ○ 安全な公園など、幼児から大きい子まで年齢を超えて遊び、学び合える環境をつくる。

《目指す地域像》

- 笑いのある、活気の絶えない地域。
- みんなが楽しめる地域。
- 地域での健康づくり。（心の健康）
- みんなでいると、何でもできる。
- 大人が子どもに、気軽に笑顔で声を掛け、あいさつする地域。
- 人を巻き込む。
- 自分ごと、我がこととして捉える。
- 一人ひとりが主役。若い世代は脇役ではない。

現状や課題
○ 人と会って話す機会がない。隣人と話す機会がない。外に出て人との出会いがない。 ○ 若い人がどこの人か知らない、わからない。 ○ 月1回のふれあいサロンで、参加者の状況は把握できるが、不参加者の動向がわからない。 ○ 地区の役を担う人がいつも同じ人。 ○ 独居高齢者、高齢者のふたり暮らし世帯が増えている。 ○ IT化についていけない。 ○ 人と人との声掛け（距離感）が人によって違うので、単純に声を掛けられない。 ○ 昔は農作業や冠婚葬祭などで繋がりがあったが、今はない。 ○ プライバシー重視の考えが、じゃまをしている。 ○ 高齢者が人に頼むことを遠慮している。

個人や地域で、できること・すべきこと
○ まず自分の方から元気に声掛けする。 ○ 家へ行くのではなく、畑作業とかゴミ出しのときに自然に話しかける。 ○ 困ったときに気軽に言ってもらえるよう、普段から親しくなる。 ○ 地域の美化や草刈りなど、小さな奉仕活動を進んでする。 ○ 親睦のために集落各班でバーベキューをする。ウォーキングなどのイベントを定期的に行う。 ○ いつでも開いている「まちかどカフェ」のような集まりの場がほしい。 ○ 気にかけてほしい住宅をピックアップする。 ○ 除雪の有償ボランティア体制の構築。 ○ 高齢者同士の見守り体制づくり。 ○ 地域にコーディネーター役をつくる。

●南条地区 児童に関すること

現状や課題
○ 朝は集団登校するが、下校はバラバラで不審者や交通事故が心配。 ○ 子どもの数が少なく、子ども同士の遊びができない。 ○ ネットやゲームが中心で、子どもが外で遊ばない。 ○ 転入者が多く、子どもの把握ができない。 ○ 子どもたちを見守る人材が少ない。 ○ 子どもの遊び場の管理（遊具の安全管理など）ができていない。 ○ 子どもに声を掛けたら、不審者に間違われぬか心配。 ○ 保護者同士の交流ができていない。

個人や地域で、できること・すべきこと

- 畑仕事や犬の散歩時に、下校時の子どもに声掛けする。
- 通学途中の子どもを見たら、安全を守っているか心配りする。
- 子どもの様子の変化に注意する。
- 名前を憶えてあげる。
- 地域の人たちの協力による「子ども食堂」の開設。
- 集落の行事に子どもを参加させることで保護者とも交流する。
- 住民と学校、保護者の連携。(危険箇所等の情報共有)
- 集落センターを利用して、ふれあいサロンに子どもも参加する。
- 遊びを通じて交流をつくり、助け合いやお互いさまの体験を学ぶ。
- ブロック(広域)で子ども会を立ち上げる。

《目指す地域像》

- ずっと住み続けていきたいと思える地域。
- 誰もが地域福祉を考えられる地域。(何気ないことの積み重ね)
- 地域の行事(お祭りなど)を継承していく。
- 気軽に声掛け、あいさつができる地域。
- お互いの助け合いができる地域。
- 顔を見れば、名前が分かる地域。
- 集落センターに人が集まりやすい地域。

●河野地区 高齢者・障害のある人に関すること

現状や課題
○ 家と家が離れているので、安否確認が不十分。 ○ 小さい集落なので、ちょっと顔を見ない、車がずっとあると、声を掛け合う。 ○ 高齢のひとり暮らしの人に、どこまで関わっていいのかわからない。 ○ 日中独居の認知症の人との関わり方がわからない。 ○ 二世帯同居世帯がない。 ○ 若者がいないのでつい頼ってしまうが、その若手も高齢化している。 ○ ふれあいサロンや行事など、特定の人しか集まらない。男性の参加者が少ない。 ○ 若い人も参加できるような、世代間の交流がない。声掛けしても来ない。

個人や地域で、できること・すべきこと
○ 若い世代も参加できるような集まりを作る。 ○ 男性も楽しくなるふれあいサロンにし、毎回、来ない人にも声掛けをする。 ○ 村の行事など、男性に頼らず女性も参加する。 ○ ひとり暮らしの人が病気や事故等で困ったとき、外部への通報手段が必要。 ○ 顔を合わせたら、必ずあいさつをする。 ○ 買い物帰りなど、ひとり暮らしの人の家の前を通ったとき、立ち寄って話をする。 ○ 認知症に対しての理解を深める。

●河野地区 児童に関すること

現状や課題
○ 子どもが極端に少ないし、学校から帰ってきても外で遊ばなくなった。 ○ 子どもの親と話をすることがない。 ○ 学校の行事や子ども会の活動について、何も知らない。 ○ あいさつができない。しても返ってこない。 ○ 親も子も忙しく、ゆとりの時間がない。 ○ 区の集まりに参加してもらえない。 ○ 知らない人とは話をしないように言われているのではないか。

個人や地域で、できること・すべきこと

- 子どもに会ったら、声を掛ける。
- 子どもの登下校時に外に出て声掛けをする。（見守りにも繋がる）
- 野菜や果物を近所に配る。
- 地区の行事に参加してもらうよう、親や祖父母に声掛けをする。
- 地区の行事に子ども会も参加してもらう。
- 勉強を教えてくれる場所があればよい。
- 子どもが、大人と一緒に集まって話をする。
- 福祉に関係する講演会のようなものをする。

《目指す地域像》

- 声掛けをしてコミュニケーションをとる。
- みんなが顔見知り。

4. 課題のまとめ

本計画の策定にあたり、本町の現状や住民アンケート調査及び住民懇話会の結果などを踏まえ、特に重要と考えられる課題をまとめました。

（１）地域コミュニティの活性化と共助意識の醸成

住民懇話会において、地域での交流機会や場の不足を指摘する声が多くありました。住民アンケート調査でも、気がかりなことや不安なこととして、「地域行事の参加者が少なくなった」「地域での交流機会が少ない」などの声がみられます。

共助による地域福祉推進のためには日頃からのコミュニケーションが重要であり、あいさつ・声掛け・交流活動などを通じた地域コミュニティの活性化や、困っている人を見かけたら自然に手を差し伸べるという気運の醸成に努めることが重要となっています。

（２）困難を抱えている人を積極的に把握するための取組み

今後、ひとり暮らしの高齢者など、支援を必要とする人の増加が想定されますが、中には地域との交流が希薄な人もおり、周りの人がその暮らしぶりを把握できていないケースもあります。

そういう人が支援を必要とする状態になった場合、いち早く察知できるよう、困難を抱える人を積極的に探し出すような取組み（アウトリーチ）が重要となっています。

（３）ＳＯＳの出し方についての周知

困ったときに支援を求めることは、救済への第一歩となります。しかし中には自力で解決しようとした結果、さらに事態が深刻化するケースもみられます。

住民アンケートでは不安や悩みの相談先について「まったく知らないし、調べ方も分からない」と回答した人が２割以上となっていることもあり、支援を求めることは当然のことであるとの認識の普及や、総合的な相談窓口の整備、相談先の周知、相談しやすい体制の整備など、誰でも早期に気軽に相談できる環境づくりが重要となっています。

（４）高齢者や障害のある人の権利擁護の推進

高齢化の進展により、認知症や障害の重篤化、介護する人の不在など、支援を必要とする人の増加が懸念されます。

一方で、住民アンケートでは、支援を必要とする人の権利擁護策のひとつである成年後見制度について、「名称も内容も知らない」と回答した人が４割近くあり、認知度が十分とはいえない状況です。

成年後見制度をはじめとする様々な支援策についていっそうの周知を図るとともに、必要な人に支援が行き届くよう、行政と住民が一体となった取組みが重要となっています。

（５）子どもや子育て世代が安心して暮らせる環境づくり

少子化により、「子どもたちの姿を見ない」「子ども同士、子どもと地域住民との交流がない」などの声が、住民懇話会で多く出されました。

一方で住民アンケート調査では、子ども・子育て支援で急がれると思う取組みとして、「遊び場の環境整備」が４割近くと最も多くなっており、子どもが安心して遊べる環境の不足が、子どもを見かけない一因とも考えられます。

子どもや子育て世代が安心して住み続けられる環境を整えることが、人口減少の抑制や地域コミュニティ活性化のためにも重要となっています。

（６）新型コロナウイルス感染症を踏まえた施策の推進

令和２年に顕在化した新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との密接な交流が難しくなる場面が発生しています。本計画の推進にあたっては、感染症対策を十分に行なった上で、住民同士の交流が停滞することのないよう、十分に配慮することが重要となっています。

（７）既存事業の再検討

既存の支援事業の中で、当初の目的と現状とが乖離し、事業を実施しても目的達成の効果が見えにくいものがいくつか見られます。これらについては、事業の意義や目指す成果、ニーズの有無などを再検証し、課題に対して効果が見込める方向へと、事業内容を再検討することが重要となっています。

■第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

本町では、最上位計画である「第2次南越前町総合計画（後期基本計画）」（令和2年度～令和6年度）の基本理念において、「対話」、「調和」、「融和」の3つのキーワードを基本とした、住民の誰もが「住んで良かった」「これからも住み続けたい」と実感できるまちづくりを目指しています。

しかし、過疎化や少子高齢化などにより、古くから培われた地域での支え合い、すなわち“結（ゆい）”の精神が希薄化しているのもまた、現実です。

本計画ではこの“結（ゆい）”の精神に代表される地域住民同士の繋がりや絆を礎（いしずえ）とし、住民の相互理解と協働・共助によって誰もがいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを推進するため、地域福祉の充実に取り組みます。

この方向性を端的に表すことばとして、本計画の基本理念を以下の通りに定めます。

～基本理念～

共に^{ゆい}つむぐ 結のまち 南越前町

2. 基本目標

本計画の基本理念に則り、以下の基本目標を定め、基本目標ごとに具体的な施策を推進します。

基本目標 1 住民同士の交流の活性化

共助による地域福祉推進の基盤となる住民同士の日常からの交流が活性化されるよう、交流の機会や場の確保、気運の醸成を目指します。

基本目標 2 支え合いによる地域福祉の推進

住民同士の助け合い活動であり、地域で活躍できる場でもあるボランティア活動について、より魅力的で参加しやすいものとするための取組みを推進し、参加者の増加と活動の活性化を目指します。

基本目標 3 支援を必要とする人への取組みの推進

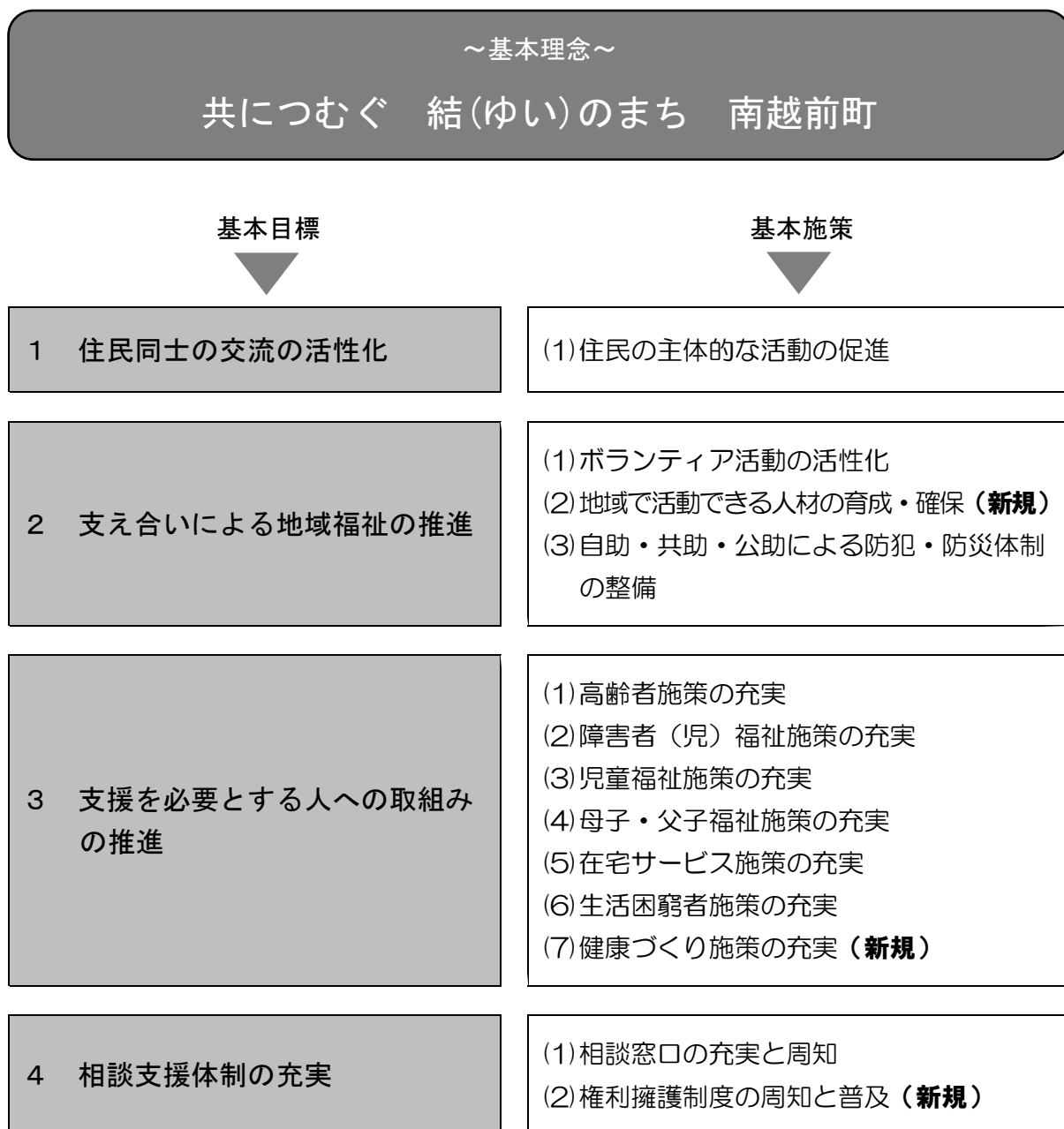
高齢者、障害のある人、子育て家庭、ひとり親家庭など、困難な状況を抱えやすい人、抱えている人に必要な支援が行き届くよう、様々な分野における施策の充実と普及を目指します。

基本目標 4 相談支援体制の充実

住民の困りごとや悩みを我がこととして捉え、地域社会全体で解決できるよう、気軽に相談できる体制や気運の醸成を目指します。

3. 施策の体系

基本理念、基本目標のもと、以下の体系で具体的施策を策定し、推進します。



※すべての事業において、感染症対策を行った上で実施します。

■第4章 施策の内容

基本目標 1．住民同士の交流の活性化

※各事業名の後にある【行政】は主として南越前町の取組みであることを、【社協】は主として南越前町社会福祉協議会の取組みであることを表しています。

（１）住民の主体的な活動の促進

地域住民同士が支え合い、助け合う互助の推進のためには、住民同士が互いに顔見知りであり、誰かが困っていたらそれを素早く察知して自分のこととして捉え、手を差し伸べる関係が築けていることが重要です。

このような環境づくりのために、住民同士のふれあい・交流・親睦の場の提供などを通じて、住民の主体的な地域活動を支援します。

主な実施事業

■地域ふれあいサロン事業【行政／社協】

- 身近な集落センターや公民館などにおいて、主に日中に住民が集い、健康体操や各種講座・教室等を行うことで参加者同士の交流を図り、ひきこもり防止及び介護予防活動の拡大と、支え合い、助け合いに向けた住民同士の繋がりを構築することを目的に実施します。
- 事業運営は、集落におけるサロン協力員が担い、住民主体の集いの場として、高齢者に限定せず、世代を問わず誰もが参加できる場所として、住民の地域活動への参加を促します。
- 男性の参加者が増加することを目指し、男性にとって参加意欲の湧く講座をサロンで実施します。
- 若い世代にもサロン協力員の担い手になってもらえるよう、サロンの魅力発信などを実施します。

■生活支援体制整備事業【行政／社協】

- 地域住民をはじめ、地域福祉に携わる関係者、医療・福祉事業者や民間企業などが今後の地域のあり方について協議する場を設け、様々な課題の解決に向けた支え合い・助け合い活動を支援します。
- 第1層協議体を定期開催し、町全域での地域福祉のあり方について協議し、必要な取り組みを推進します。
- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の育成や、第2層協議体の設置を行います。

【生活支援体制整備事業の協議体とは】

第1層協議体（町全体単位での話し合いの場）と第2層協議体（地区単位での話し合いの場）は、高齢者の福祉について、多様な主体がメンバーとなり、定期的な情報共有や連携の強化、課題解決のための取り組みの検討などを目的として設置された話し合いの場です。

■地域福祉教室事業【社協】

- 社会福祉協議会職員が集落に出向き、住民の暮らしの中での困りごとなどを把握し、課題解決に向けた助言や援助、情報提供を行うとともに、地域での支え合い活動の推進を図ります。

■福祉団体連合スポーツ大会事業【社協】

- 年1回、町内福祉団体が一堂に集い、スポーツを通じた各種団体間の融和と親睦を図り、福祉団体活動の活性化を促進します。
- 高齢者を含め、誰もが気軽に参加できるような競技内容の工夫に努めます。

地域住民の取り組み例

- ◆ 地域ふれあいサロンの内容を充実させ、前日などに参加を呼び掛ける。
- ◆ 畑作業やゴミ出しのときなど、見かけたら自分から声掛けする。
- ◆ 親睦のために、集落各班で交流の機会を持つ。
- ◆ 地域ふれあいサロンや地域の行事などに積極的に参加する。

基本目標 2. 支え合いによる地域福祉の推進

(1) ボランティア活動の活性化

住民の自主的・自発的な地域貢献活動であるボランティア活動は、共助の精神を具現化したものであり、地域共生社会の構築・維持・推進の原動力となる重要な取り組みです。

このため、住民の自発的なボランティア活動を支援し、その円滑な推進と活性化に向けた取り組みを行い、行政・社会福祉協議会・ボランティアの協働による地域共生社会の実現を目指します。

主な実施事業

■ボランティア活動相談事業【社協】

- 一般住民、個人ボランティア、ボランティアグループ、団体、企業などからのボランティア活動に関する相談に対応します。
- ボランティアニーズに対し、ボランティアの斡旋を行います。

■有償ボランティア活動事業【社協】

- 日常生活で生じる「ちょっとした困りごと」に対応し、住民同士の支え合い活動が活発になるような事業として、費用弁償を可能とするボランティア活動の仕組みの構築を目指します。

地域住民の取り組み例

- ◆ 地域の美化や草刈りなど、小さな奉仕活動を進んでする。
- ◆ 除雪のお手伝いなど、身近なボランティア活動を協力して行う。

（２）地域で活動できる人材の育成・確保（新規）

近年、地域のボランティア活動を支える人の不足や高齢化が課題となっています。

このため、ボランティア活動の意義や魅力、具体的な活動内容などを積極的にPRするとともに、ボランティア講座や研修会・体験会などを通じて若いころからボランティア活動に関心を持ち、実際に活動してもらえる人材の育成と確保を図ります。

主な実施事業

■ボランティアセンター登録事業【社協】

- 一般住民、団体、企業などのボランティアセンターへの登録を推進します。
- 地域から挙がったボランティアニーズに対して素早く対応できるよう、幅広い年代層で潜在するボランティア活動者の登録を促進します。
- 登録者に対し、ボランティア講座や研修会を優先的に案内します。
- インターネットやSNS等を利用したボランティアの募集、ボランティアを必要とする人と依頼したい人とを繋げるシステムなどの研究・検討を行います。

■ボランティア育成講座・研修会事業【社協】

- ボランティアへの理解や知識の学習、実践できる技術習得、地域で活動できるボランティアの育成を目的とした講座や研修会を開催し、ボランティア活動に繋がるよう支援します。
- 講座・研修会を通じて地域活動を担うリーダーなどの人材を育成します。
- 講座・研修会の参加者増に向け、魅力的な内容等の検討を行います。

■ボランティアスクール事業【社協】

- 町内4小学校の高学年児童を対象とした車いす体験や高齢者疑似体験を通して、障害のある人や高齢者を理解し、ボランティア活動の実践へと繋げる福祉教育を実施します。

地域住民の取組み例

- ◆ 困ったときに気軽に話してもらえるよう、普段から親しくなる。
- ◆ 近所で支援を必要とする家庭があれば気にかける。
- ◆ ウォーキングなど地域のイベントに定期的に参加する。

（３）自助・共助・公助による防犯・防災体制の整備

人口減少や高齢化などにより、住民同士が日常的に声を掛け合い、互いの無事を確認し合うことが困難になりつつあります。

こうした現状が防犯・防災体制構築の妨げとならないよう、日頃から住民の暮らしぶりの把握に努めるとともに、犯罪被害防止に向けた情報提供、災害時に備えた支援体制の構築などを推進します。

主な実施事業

■消費者グループ連絡協議会事業【行政】

- 特殊詐欺事件や消費者問題等に関する情報提供などを行い、被害の防止に努めます。

■災害時要援護者の把握【行政】

- 災害発生時に、自分で避難することが難しく、避難するのに支援を必要とする人を台帳に登録し把握することで、有事の際の支援に繋がります。
- 災害時要援護者台帳や、高齢世帯情報・障害者情報などの情報を一元化した要援護者マップを区長や民生委員に配布し、情報の共有を図ります。
- 情報の一元管理に向け、情報管理システムの改善を目指します。
- 要援護者を対象とした、個別避難計画の策定を検討します。

地域住民の取り組み例

- ◆ 行政が実施する避難訓練などに、積極的に参加する。
- ◆ 災害時には隣近所で声を掛け合い、一時集合場所等へ一旦、避難をする。
- ◆ 住民と学校、保護者が連携して危険箇所などの情報を共有する。

基本目標 3. 支援を必要とする人への取組みの推進

(1) 高齢者施策の充実

本町では、高齢者数・高齢化率ともに年々増加傾向にあり、支援を必要とする人の増加が想定されます。また、ひとり暮らしの高齢者の増加とともに、外出せずに地域との関わりが途絶えてしまう人も増える懸念があるため、高齢者の生きがいつくりや健康づくり、自立した生活ができるような支援を行うことで、地域全体で高齢者を見守り、支える体制づくりを目指します。

一方で人口減少・少子化などにより高齢者福祉を支える人材の不足が予測されるため、高齢者の生活を支える人材の育成・確保に向けた取組みを推進します。

主な実施事業

■敬老会事業【行政】

- 75 歳以上の高齢者を対象に、長寿のお祝いと生きがいつくり、高齢者間の親睦を深めるために地区ごとに敬老会を開催します。
- 地区ごとの敬老会の実施は、参加者が年々減少している状況を視野に入れ、高齢者の身体状況を考慮した上で、対象者の年齢や会の内容などを見直すことが求められるため、3地区の特性も踏まえながら検討していきます。

■地域介護予防活動支援事業【行政】

- 介護予防サポーター（脳元気お助け隊）の養成講習会など、介護予防に関する人材育成のための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援などを引き続き実施します。
- 介護予防サポーター（脳元気お助け隊）養成講習会の講習内容を充実し、参加者が地域ふれあいサロンなどの介護予防事業の支援者としても活躍できるよう、その資質向上に努めます。
- 食生活改善推進員や保健推進員などに対して、介護予防に関する人材育成のための研修や地域活動組織の育成を行います。参加者にとっても介護予防の意識づけの機会になり、身につけた知識や実技は地域活動に生かすことができるため、今後はさらに多くのボランティア育成を目指します。
- 高齢者自身の活動への参加を促し、地域の中で新たな社会的役割を得て生きがいを持つことなどにより、介護予防に繋がります。

■認知症サポーター等養成事業【行政】

- 認知症の施策には、まず地域住民が認知症を理解することが必要であり、認知症の高齢者本人やその家族を支援する人や組織の養成を行います。
- 壮年世代の参加者増加を目指し、養成したサポーターの活用について検討します。
- 教育委員会と連携し、各種団体や小中学校での開催を行うことで、若い世代への認知症に関する啓発を行います。

■軽度生活支援事業（雪下ろし、除雪）【行政】

- 雪下ろしや除雪などを行い、冬季間、高齢者の安心できる在宅生活を支援します。

■寝具洗濯乾燥消毒サービス事業【行政】

- 65 歳以上の高齢者のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯等を対象に、洗濯費用の一部を助成することにより、寝具の衛生管理が保たれた生活環境づくりを支援します。
- より多くの対象者に利用していただけるよう、効果的な周知の方法等について協議していきます。

■食の自立支援事業【行政／社協】

- ひとり暮らし等で援護が必要な高齢者に対し、定期的に自宅へ栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。

■高齢者料理教室事業【社協】

- ひとり暮らし高齢者などが集い、栄養バランスがとれた食事について学ぶ機会を提供します。また、ボランティアや参加者同士の交流を図ることで参加意欲を高めます。
- 料理経験が少ない男性に向け、男性のみの料理教室を開催します。

地域住民の取り組み例

- ◆ 65 歳以上になったら、老人会に入るようにする。
- ◆ 聞き上手になり、話を辛抱強く聞いてあげる。
- ◆ 身近な人や近所の人が、高齢者に声を掛ける。
- ◆ シルバー人材センターなどの高齢者が活躍できる団体等に参加し、地域に貢献できる仕事や活動を行う。
- ◆ 高齢者同士の見守り体制をつくる。

（２）障害者（児）福祉施策の充実

高齢化を背景に、障害の重篤化や新たに障害者福祉を必要とする人の増加も考えられることから、障害のある人に交流や生きがいづくりの場の提供を行うとともに、適切な福祉サービスの利用を援助するなどの取組みで、障害のある人が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、障害のある児童やその親等に対し、経済的・精神的な負担の軽減に繋がる取組みを推進します。

事業の企画・推進にあたっては、より多くの人に参加・活用していただけるよう、事業内容や広報・周知の仕方などに工夫を行うとともに、障害当事者やその家族の団体等について周知し、障害のある人やその家族が孤立化することのないよう努めます。

主な実施事業

■障害児保育事業【行政】

- 重度から中・軽度の心身障害のある子どもを受け入れている保育所（園）には、障害のある子ども２人に対し１人の保育士を配置します。

■保育カウンセラー配置事業【行政】

- 発達に気がかりな子どもや障害のある子どもの養育に関して、保育施設で、保育カウンセラーによる巡回発達相談、保護者の迎えの時間に合わせた個別相談（すくすくルーム）を実施し、育児不安の軽減や専門的助言を実施します。
- 子育て相談室（個別相談）や、気がかり児を養育する保護者同士が交流できるすくすくカフェにて、保護者からの様々な相談をお受けします。

■重度障害者（児）医療費助成事業【行政】

- 重度障害者（児）に医療費の一部を助成することにより、重度障害者（児）の健康を保持し、福祉の増進を図ります。

■身体障害者のつどい事業【社協】

- 南越前町身体障害者連合会と共催して、障害のある人の自立と社会参加の支援及び当事者同士の交流の機会を設けます。
- より多くの人に参加していただけるよう、会場や事業内容、周知の方法等について当事者団体と協議していきます。

■重度身体障害者寝具洗濯事業【社協】

- 65 歳未満の身体障害者手帳 1 級及び療育手帳 A 1 所持者を対象に、洗濯費用の一部を助成することにより、寝具の衛生状態が保たれた環境で在宅生活が過ごせるよう支援します。
- より多くの対象者に利用していただけるよう、効果的な周知の方法等について協議していきます。

■NPO法人はす工房花里音・ひまわり会（手をつなぐ育成会）交流会事業【社協】

- 心身障害者（児）とその家族、町内の障害者就労支援施設の利用者とその家族を対象に、当人同士、親同士の交流の機会を提供することで、就労支援施設に関する意見（情報）交換や就労支援に繋がります。
- その他の町内の就労支援施設にも参加を呼び掛け、幅広い情報交換の場として実施できるよう協議・検討していきます。

地域住民の取り組み例

- ◆ 障害に対する正しい理解を深め、障害のある人に気軽に手を差し伸べられるようにする。
- ◆ 町内のイベントなどに参加し、障害のある人との交流を深める。
- ◆ 障害のある人やその家族と顔なじみになり、困りごとなどを相談できる関係を築く。

（３）児童福祉施策の充実

共助による福祉のまちづくりを実現するためには、幼いころから地域福祉に関心を持ち、支え合い・助け合いの精神を身につけてもらうことが重要となります。このため、町内の小中学校において福祉教育の活動が活性化されるよう、各校の取組みを支援します。

また、少子化により子どもたちと地域の交流や子ども同士の交流が希薄になっていることから、地域全体で子どもたちを見守り育むための取組みや、子どもたちの孤立化・ひきこもりを防ぐための取組みを推進します。

主な実施事業

■民生委員児童委員協議会事業【行政】

- 地域全体で子どもたちの健全な成長を見守り、子育て家庭を支えていくため、赤ちゃん訪問や登下校の見守りなど、活動の核となる民生委員児童委員協議会との連携をさらに強化します。

■児童館管理運営事業【社協】

- 南条、今庄、湯尾、河野の各小学校区にある4か所の児童館にて、地域に密着した児童館活動を推進するため、介護福祉施設訪問等の世代間交流事業や、郷土文化伝承活動等を実施します。
- すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、児童館にて放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を実施します。

■地域福祉推進校事業【社協】

- 町内全小中学校を対象に、社会福祉への理解と関心を深め、福祉教育活動の推進と充実を図ることを目的に、事業費の一部を助成します。

地域住民の取組み例

- ◆ 地域で子ども食堂を開設する。
- ◆ 登下校時の子どもに声掛けして、様子の変化に気を配る。名前を憶える。
- ◆ ブロック（広域）で子ども会を立ち上げる。
- ◆ 高齢者と子どもたちの交流の場をつくる。
- ◆ 地域の行事に子どもも参加するよう、本人や親、祖父母などに呼び掛ける。

（４）母子・父子福祉施策の充実

本町ではひとり親世帯数が急増しており、母子・父子家庭に対する経済的・精神的な支援の重要性が高まっています。

このため、当事者に有益な情報の提供や、当事者同士の交流の場づくりなどを通じて、母子・父子家庭に必要な支援が行き届き、孤立せずに地域の中で互いに支え合いながら暮らせる環境づくりを推進します。

主な実施事業

■幼児教育・保育の負担軽減【行政】

- 多子世帯やひとり親世帯等について、保育料の負担軽減をします。

■母子家庭等医療費助成事業【行政】

- ひとり親家庭の父母と 20 歳未満の子どもが医療機関にかかった場合、窓口で支払われる医療費の一部を助成します。

■ひとり親家庭のつどい事業【社協】

- 小さな子どもを持つひとり親家庭を対象に、制度の学習会や親同士の交流の機会を提供することで、仲間づくりと家庭の自立、社会参加を支援します。
- 母子寡婦福祉会会員が参加し、日頃の悩みなどの相談役になってもらうとともに、母子・寡婦の交流を図ります。
- より多くの対象者に参加していただくため、事業内容、周知の方法等について協議を行います。

地域住民の取組み例

- ◆ 学校生活ボランティアに参加したり、児童館での行事に参加したりして、子どもたちとの交流を深め、様子を気を配る。
- ◆ ひとり親家庭を対象とした様々な支援策を学び、必要な人に伝える。
- ◆ 困っているひとり親家庭の人がいたら、町の相談窓口相談するようアドバイスする。

(5) 在宅サービス施策の充実

高齢者や障害のある人及びその家族や介護者などをはじめ、誰もが住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、支援を必要とする人の在宅での生活を支える取組みを推進します。

主な実施事業

■認知症介護者のつどい【行政】

- 在宅で認知症の方を介護する家族が集まり、互いに話し合うことで介護ストレスを軽減し、在宅介護の継続を支援します。
- 各地区の介護老人福祉施設、通所介護事業所、社会福祉協議会、NPO法人などにおいて、認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民の人などでも参加できる集いの場）の充実を目指します。

■緊急通報装置貸与事業【行政】

- 在宅のひとり暮らし高齢者を対象に、電話接続型の緊急通報装置を無償で貸与し、急病や災害時などの緊急通報手段を確保することで、非常事態への迅速かつ適切な対応を図ります。
- 看護師などが24時間対応するコールセンターを活用し、利用者に対する月2回の「お元気コール」による安否確認と在宅生活における問題点の早期発見に努めます。

■在宅介護者リフレッシュ事業【社協】

- 在宅で要介護者等を介護する家族が集まり、互いに話し合うことで介護ストレスを軽減し、在宅介護の継続と参加者同士の交流を支援します。
- 専門のスタッフによる相談会を設けて、日頃の介護の不安や悩みの解消を図ります。

■福祉機器貸出事業【社協】

- 在宅の要介護高齢者や重度障害者（児）、長期療養者などに車いすを貸し出します。

■福祉車両貸出事業【社協】

- 要介護高齢者や障害者など、支援を必要とする人の家族が、本人の通院などで外出を支援する場合に、車いすを搭載できる福祉車両を貸し出します。

地域住民の取り組み例

- ◆ 認知症サポーター養成講座に参加するなどして、認知症についての理解を深める。
- ◆ 高齢者や障害のある人の家庭、特にひとり暮らしの家庭について、電灯が点くか、新聞を（郵便受けから）取っているかなど、近所で見守りをする。
- ◆ 地域の高齢者や障害のある人が困っていたら、積極的に手助けする。

（６）生活困窮者施策の充実

生活困窮の問題は顕在化しにくく、ひとりで悩みを抱えているケースも多くあると考えられます。

このため、生活困窮者を把握するよう努めるとともに、相談窓口や支援制度の周知や困窮の回避を図るとともに、経済的な自立に向けた継続的な支援を行います。

主な実施事業

■生活困窮者に対する相談支援事業【行政】

- 生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応するための相談支援事業を実施します。
- 必要な人に支援が行き届くよう、事業や相談窓口の周知を図ります。

■ふく福くらしサポート事業（生活困難者総合相談・生活支援事業）【社協】

- 県内社会福祉法人の連携により、必要な制度やサービス・支援活動に繋がったり具体的な生活課題の解決を図ることで、生活困難者等の自立生活に向けた支援を行います。

■生活困窮者緊急食糧支援事業【社協】

- 所持金がなく食料調達が困難な生活困窮者などに対し、緊急的に食料を支給することにより、一時的な困窮状態を回避することを目的に実施します。

■生活福祉資金貸付事業【社協】

- 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯などの生活の安定と経済的自立、福祉の増進を図るため、民生委員児童委員の相談支援を得て、生活福祉資金の貸付・償還指導を行います。

地域住民の取り組み例

- ◆ 普段から近所との交流を深め、表情や着ているものなどにさりげなく気を配る。
- ◆ 町の生活困窮者支援策などについて理解を深め、困っている人がいたら相談窓口にご相談するようアドバイスする。

（７）健康づくり施策の充実（新規）

高齢化を背景に、いつまでも住み慣れた地域で元気で暮らすための取組み（健康寿命の延伸）が重要となっています。

このため、若い世代から高齢者まで、望ましい生活習慣を学び定着させることができる環境づくりを図るとともに、がん予防に向けた啓発などの取組みを推進します。

さらに、人口減少等にもなう高齢者の孤立化を防ぐための取組みや、うつ病など心の病に対応した支援を実施します。

主な実施事業

■人間ドック助成事業／一般健康診査事業／特定健康診査事業／後期高齢者健康診査事業【行政】

- それぞれの該当者を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見、生活習慣や食生活の改善などに繋がります。

■「がん予防スタートプロジェクト」の推進事業【行政】

- 「町民の健康増進」と「がん予防の徹底」を目的に、平成 29 年度より開始された本町独自の取組みである「がん予防スタートプロジェクト」に基づき、望ましい生活習慣の普及やがん検診の受診率向上を図ります。

■ストレスチェック相談事業【行政】

- 行政が健康診査等でストレスチェックを実施し、こころの不調を抱えている方を早期発見します。また、必要に応じて各種相談窓口の案内や関係機関と連携の上、支援を実施します。

■ひきこもり対策【行政】

- 本人や周囲の方からのひきこもりに関する相談に対し、町内において精神科医師や臨床心理士に相談できる機会を提供します。また、福井県ひきこもり地域支援センターや医療機関等の専門機関と連携し、本人やご家族に関する支援を実施します。

■感染症対策【行政／社協】

- 新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症について、感染予防や拡大防止等に関する正しい情報の発信・啓発を行います。
- 行政や社協が主催、または関わる講演会やイベント等で、徹底した感染症対策を実施します。

地域住民の取組み例

- ◆ 年に一度、健診を受診し、自身の健康状態を把握する。健診結果について専門家から説明、指導を受けた場合には、改善・回復に努める。
- ◆ 食事の栄養バランスに気をつけたり、適度な運動をし、喫煙や過度な飲酒を慎むなど、良い生活習慣を身につける。
- ◆ 感染症や感染症対策に関する正しい情報を収集し、手洗い、マスクの着用、人の密集を避けるなど、感染予防と拡大防止に有効な生活様式を実践する。

基本目標 4．相談支援体制の充実

(1) 相談窓口の充実と周知

価値観や生活スタイルの多様化などにより、個人の抱える課題や悩みも多様化しています。

このため、個別課題に対応した相談支援だけでは十分な対応が困難であることから、法律の専門家などとも連携しながら、住民の様々な困りごとに対応できる相談支援体制の充実を目指します。

また、困ったときには適切な相談先に連絡できるよう、相談窓口の充実と周知に努めるとともに、ひとりで悩みを抱えず躊躇なく相談するよう、「相談が解決への第一歩」「相談することは恥ずかしいことではない」といった気運の醸成に向けて啓発を行います。

主な実施事業

■民生委員児童委員協議会事業【行政】

- 住民の立場に立って悩みや心配ごとの相談・援助を行う民生委員活動との連携を強化します。

■総合相談支援事業【行政】

- 地域の高齢者に対し、介護保険サービスに留まらない様々な形での支援を可能とするため、以下の取組みを行います。
 - ① 民生委員や医療機関、介護サービス事業者や生活支援活動に携わるボランティアなど、地域における様々な関係者とのネットワークを構築します。
 - ② 本人、家族、近隣の住民のほか、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて状況把握を行い、サービスや制度に関する情報提供などの初期相談対応や専門的・継続的な相談支援（支援方針に基づく様々なサービス利用への繋ぎ）を行います。
- 地域における様々な関係者とのネットワークにより、困難を抱えている人を把握していきます。また、相談窓口の周知と相談しやすい体制の整備を図っていきます。

■子育て世代包括支援センター【行政】

- 妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口としての役割を担います。
- 必要な対象者には、子育て世代包括支援センターが中心となり、子育て相談室等の相談事業や保育園等の関係機関と連携し、包括的かつ妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。

■無料法律相談事業【社協】

- 弁護士による専門的な相談会を開催し、法律に関する相談を気軽にできる機会を提供します。

■福祉総合相談事業【社協】

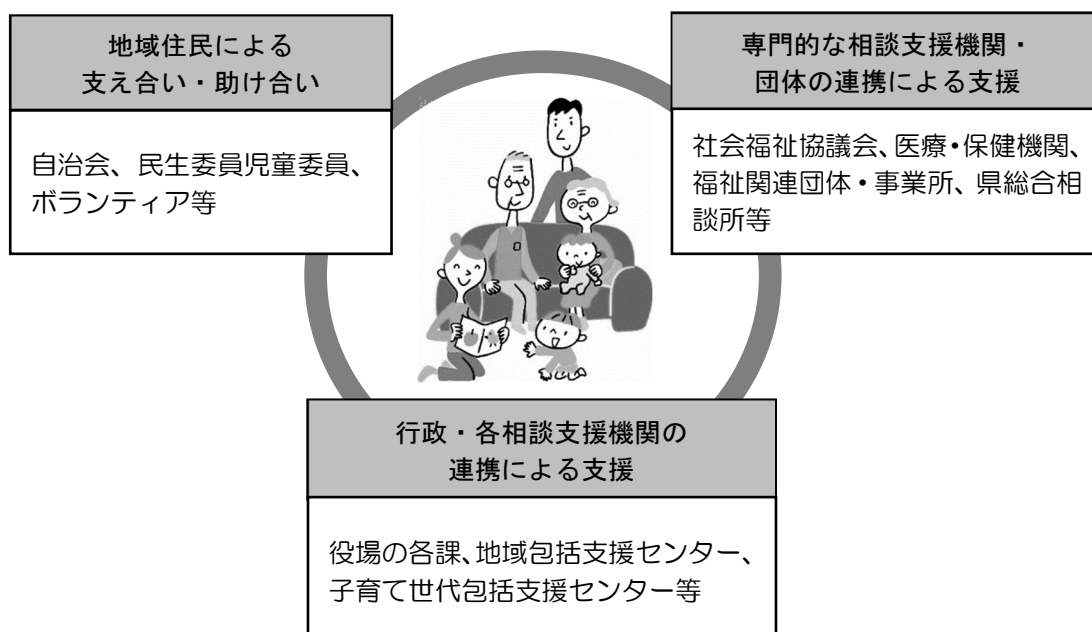
- 住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や専門機関への紹介を行うなど、相談窓口の強化を図ります。
- ワンストップ型の相談体制を構築し、他機関への紹介や引継ぎの際には伴走型支援を実施し、相談者に寄り添った相談対応を行います。
- 地域における様々な関係者とのネットワークにより、困難を抱えている人を把握していきます。また、相談窓口の周知と相談しやすい体制の整備を図っていきます。

地域住民の取組み例

- ◆ 町の相談支援体制などについて学ぶ。
- ◆ 困っている人がいたら、町の担当課、社会福祉協議会、民生委員児童委員に相談する。

【総合的な相談支援体制のイメージ】

多様化・複雑化する課題や困りごと等に適切・迅速に対処するため、身近な相談先である行政（町）と社会福祉協議会が窓口となり、関連機関や団体、地域住民との連携のもと、官民協働による総合的な支援体制で課題解決を図ります。



（２）権利擁護制度の周知と普及（新規）

少子・高齢化にともない、障害の重篤化や認知症の人の増加が見込まれる一方、介護する人の高齢化や減少も懸念されます。

このため、認知症をはじめ判断能力の面で支援を必要とする人の人権や安全を保障するための取組みを推進するとともに、その周知に努めて必要な人に支援が行き届くよう図ります。

また、全国的に高齢者や障害のある人、児童に対する虐待が社会問題化していることから、これらの人々に対する虐待等を防ぎ、権利を擁護するための取組みを推進します。

主な実施事業

■高齢者、障害のある人、児童に対する虐待の防止【行政／社協】

- 地域住民をはじめ、各種団体や町内の介護事業者等に対し、虐待防止についての研修会を実施し、虐待防止への意識向上、関係機関等との連携を深めます。
- 障害のある人に対する虐待を未然に防止、また早期発見のため、虐待を発見したときの通報義務等の広報・啓発を図るとともに、関係機関と連携し、虐待を受けた障害のある人の保護等を適切に行える体制を整備します。
- 要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を行うため、関係機関との連携のもと、支援の進行状況確認等を管理・評価します。
- 子どもの情報を教育委員会・県総合福祉相談所・県健康福祉センター・警察等の専門機関に提供のうえ、児童虐待を早期に発見し、速やかに適切な対応ができるよう機能強化を図ります。

■成年後見制度の普及啓発と地域連携ネットワークの構築【行政／社協】

- 認知症、知的障害及び精神障害等により判断能力の面で支援を必要とする人の権利を守ることができるよう、成年後見制度の啓発に努め、必要な人に対する制度の普及を図ります。
- 広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援の４つの機能を備えた広域中核機関の設置に向けて取組み、関係機関等による地域連携ネットワークの構築に努めます。
- 社会福祉協議会による法人後見を目指します。

■日常生活自立支援事業【社協】

- 知的障害、精神障害、認知症により判断能力が不十分で支援を必要とする人に対し、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。
(日常生活自立支援事業は、行為の主体は本人で、社協がそれを支援するものです。これに対し、成年後見制度は成年後見人等が本人の代理として法律行為などを行います。)

地域住民の取組み例

- ◆ 成年後見制度など権利擁護に関わる町の取組みや制度などを学び、支援が必要と思われる人がいたら、本人や周りの人に情報を提供する。
- ◆ 高齢者や障害のある人、児童などに対する虐待に気づいたり、虐待ではないかと疑われるときは、状況に応じて町の担当課、関係機関の相談窓口などに相談する。

【成年後見制度とは】

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理や、介護サービスに関する契約、遺産分割の協議などを自分するのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。
(法務省ホームページより一部抜粋)

成年後見制度の種類			
区 分	対象となる方	援助者	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	監督人を選任することがあります。
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

※補助人、保佐人、成年後見人は家庭裁判所が選任する。

■第5章 計画の推進体制

1. 推進体制

(1) 住民や地域、関係団体などとの協働

本計画を実効性のあるものとして着実に展開していくためには、民生委員児童委員協議会や自治会、ボランティア、NPO法人、サービス事業者、企業などとの連携が必要不可欠となります。そのため、ホームページや広報紙などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発に努め、既存の活動などと連携を図りつつ、計画を推進します。

(2) 庁内の連携体制の強化

地域福祉施策の推進にあたって、福祉施策以外に、教育施策や交通施策など日常の生活に関連する分野との調整や協力などが行えるよう、庁内関係各課との連携を図り、総合的かつ横断的な施策の推進に努めます。

(3) 行政と社会福祉協議会との連携の強化

本町のさらなる地域福祉の推進に向けて、行政と社会福祉協議会との連携を強化し、事業の推進を図ります。

2. 進行管理・評価

(1) PDCAサイクルに基づいた進捗管理

本計画の進行管理を目的に、町と社会福祉協議会において、各取組み（事業等）の実施状況・進捗状況の検証を年1回以上行います。さらに、検証結果を踏まえて各取組みの評価を行い、必要な見直し・改善を図ります。この工程（PDCAサイクル）を繰り返すことで、本町の現状に即した実効性のある計画となるよう努めます。

■資料編

1. 本計画策定の経緯

年	月 日	内 容
令和2年	7月～8月	庁内及び社会福祉協議会での事業の評価・検証
	8月31日（月）	第1回 南越前町地域福祉計画等策定委員会 開催 （1）委員長及び副委員長の選出について （2）地域福祉計画の概要について （3）アンケート調査（案）について （4）全体のスケジュールについて
	9月24日（木）～ 10月5日（月）	南越前町 地域で支え合い助け合う福祉のアンケート
	10月6日（火）、 7日（水）、9日（金）	住民懇話会（ワークショップ）
	11月24日（火）	第2回 南越前町地域福祉計画等策定委員会 開催 （1）地域で支え合い助け合う福祉のアンケート調査の結果 報告書について （2）第4次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画の 骨子（案）について
令和3年	1月14日（木）	第3回 南越前町地域福祉計画等策定委員会 開催 （1）第4次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案 について
	2月9日（火）	第4回 南越前町地域福祉計画等策定委員会 開催 （1）第4次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画の 最終案について
	2月26日（金）	第4次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画（案） 町長報告

2. 委員名簿

順不同、敬称略

団体名等	氏名	役職名	備考
南越前町民生委員児童委員協議会	今村 ゆみ子	会長	◎
南越前町身体障害者連合会	松浦 富士雄	会長	
南越前町社会教育委員会	井上 英之	委員長	○
南越前町ひまわり会	小林 寿夫	会長	
南越前町赤十字奉仕団	沢崎 通子	委員長	
南越前町老人クラブ連合会	野崎 道男	会長	
南越前町婦人福祉協議会	三田村 壽恵	会長	
南越前町母子寡婦福祉会	笛吹 小夜子	会長	
南条郡PTA連合会	岩 居 毅	会長	
福井県丹南健康福祉センター	姉崎 孝三	武生福祉保健部長兼 福祉課長	
福井県社会福祉協議会	廣部 喜寛	事務局次長兼 地域福祉課長	

◎＝委員長、○＝副委員長

第4次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月／令和3年3月

発行／南越前町 保健福祉課

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1

TEL：0778-47-8007 FAX：0778-47-3605

社会福祉法人 南越前町社会福祉協議会

〒919-0227 福井県南条郡南越前町脇本 17-38-1

TEL：0778-47-3767 FAX：0778-47-3768
